

ひとり親家庭等の支援に関する調査

結 果 報 告 書

令和 8 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の相対的貧困率¹は、全体的に低下傾向にあるものの、「令和4年国民生活基礎調査」によると、全体が15.4%、こどもが11.5%であるのに対し、ひとり親家庭等²は44.5%と高い状況にある。また、OECD加盟国における相対的貧困率の平均は、全体が11.4%、こどもが12.4%、ひとり親家庭等が31.1%となっており、国際的にみても、我が国のひとり親家庭等の相対的貧困率は高い状況にあるといえる。

一方、「国勢調査」によれば、昭和60年には全世帯の4割を占めていた「夫婦と子供」の世帯が、令和2年には25.0%となるなど、少子化とともに生活スタイルや家族形態などが多様化する中で、ひとり親家庭等の世帯の約9割を占める母子世帯数は近年減少傾向にあるものの、平成2年から令和2年までの30年間で約1.2倍に増加している。

また、ひとり親家庭等の世帯の就業率は、母子世帯、父子世帯ともに約9割となっているものの、母子世帯の約半数が非正規雇用であり、父子世帯と比較して平均年間就労収入が半額程度（236万円）となっている。さらに、母子世帯における養育費の受給率は、3割を下回っている状況である。

このようなひとり親家庭等に対する支援として、ヘルパー派遣やこどもの生活・学習支援事業等の「子育て・生活支援」、母子・父子自立支援プログラムの策定や就業情報の提供等の「就業支援」、養育費の履行確保や親子交流の実施等のための「養育費確保等支援」及び児童扶養手当の支給に代表される「経済的支援」の4本柱により、様々な施策が推進されている。

しかしながら、特に、経済的支援以外の公的支援については、「知らなかった」、「手続きが分からなかった」というひとり親家庭等からの声もあり、その利用状況や認知状況は、総じて低い状況となっている。ひとり親家庭等の自立を支援することは、そのこども世代が低所得世帯となってしまう、いわゆる貧困の連鎖を断ち切る観点からも重要であることから、困難な状況にあるひとり親家庭等に対し、個々の状況に応じた必要な支援を届けるためのプッシュ型・アウトリーチ型支援や相談支援が求められている。

本調査は、ひとり親家庭等の支援を実施している地方公共団体における取組状況を調査するとともに、ひとり親家庭等の声をアンケートやインタビューを通じて把握・聴取し、地方公共団体が実施する支援とひとり親家庭等が求める支援にギャップが生じていないか、ひとり親家庭等に必要な情報を届け、支援につなげるための効果的な周知・広報はどのようなものかといったことを明らかにし、困難な状況にあるひとり親家庭等に必要な支援が届くための施策の検討に資することを目的として実施したものである。

¹ 相対的貧困率とは、OECD基準に基づき、世帯を構成する各人の生活水準を表すよう調整した可処分所得（等価可処分所得という。）の中央値の半分の金額（2021年で127万円）に満たない人の割合のこと。

² ひとり親家庭等とは、一般的には母子家庭、父子家庭のことをいうが、それ以外にも、その支援事業の内容等によって、寡婦が含まれる場合や、養育者家庭（父母のないこどもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭）等が含まれる場合がある。

目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 調査結果	
1 ひとり親家庭等の概況と報告書の構成等.....	2
2 ひとり親家庭等の把握状況.....	6
3 ひとり親家庭等に対する支援の周知状況	
(1) 各種支援の周知状況.....	18
(2) 個別支援事業の周知状況等.....	33
4 ひとり親家庭等に対する相談対応状況等	
(1) 相談対応の体制と実施状況.....	46
(2) 児童扶養手当手続を活用した相談対応状況.....	53
資料編.....	68

第 1 調査の目的等

1 目的

本調査は、地方公共団体が実施する支援とひとり親家庭等が求める支援にギャップが生じていないか、ひとり親家庭等に必要な情報を届け、支援につなげるための効果的な周知・広報はどのようなものかといったことを明らかにし、困難な状況にあるひとり親家庭等に必要な支援が届くための施策の検討に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

こども家庭庁、法務省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（5）、市区町村（28）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（関東、中部、中国四国、九州）

4 実施時期

令和7年7月～8年7月

第2 調査結果

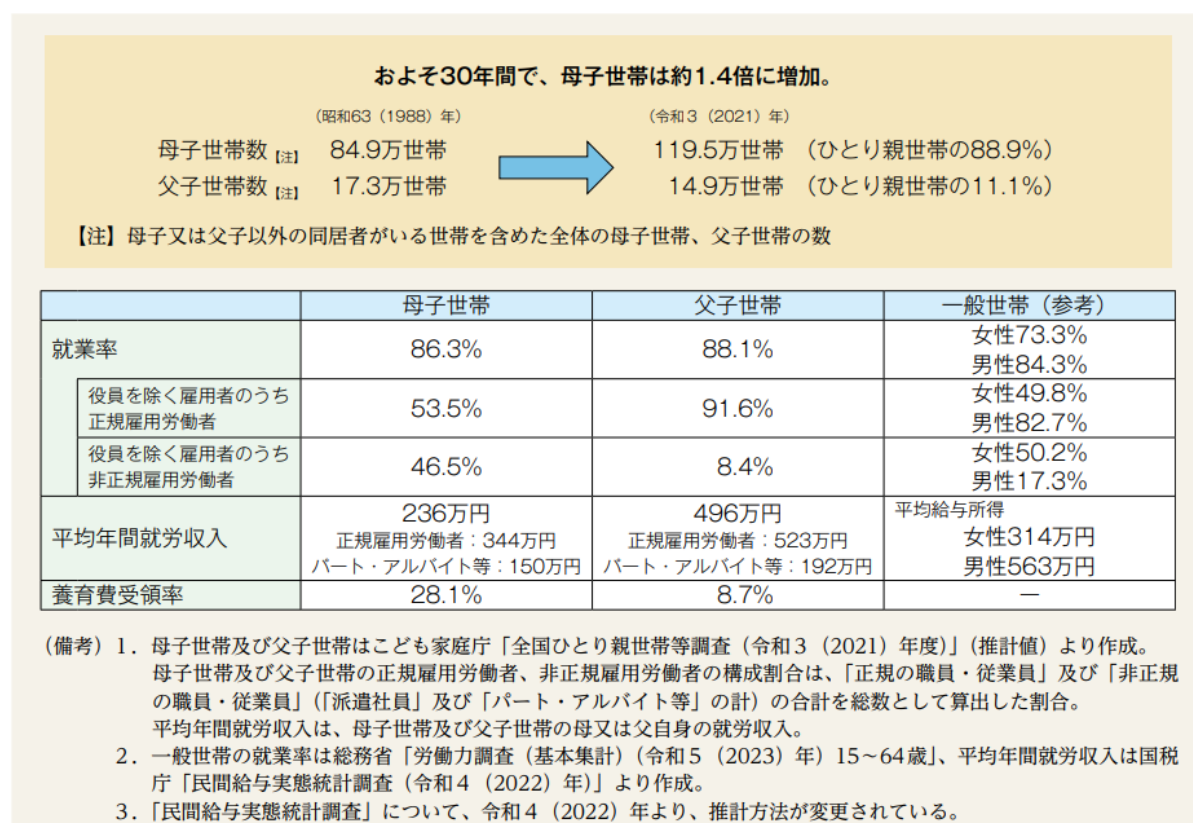
1 ひとり親家庭等の概況と報告書の構成等

(1) ひとり親家庭等の概況

ひとり親家庭等の世帯の数は、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、母子世帯119.5万世帯、父子世帯14.9万世帯であり、母子世帯数は、昭和63年の84.9万世帯から、およそ30年間で約1.4倍に増加している。なお、前回（平成28年度）の同調査（母子世帯123.2万世帯、父子世帯18.7万世帯）と比べると、世帯数は横ばいで推移している。

また、ひとり親家庭等の世帯の就業率は、母子世帯、父子世帯ともに約9割となっているものの、母子世帯の約半数が非正規雇用であり、父子世帯と比較して平均年間就労収入が半額程度（236万円）となっている。さらに、母子世帯における養育費の受給率は、3割を下回っている状況である。

図1-(1)-① 母子・父子世帯の状況



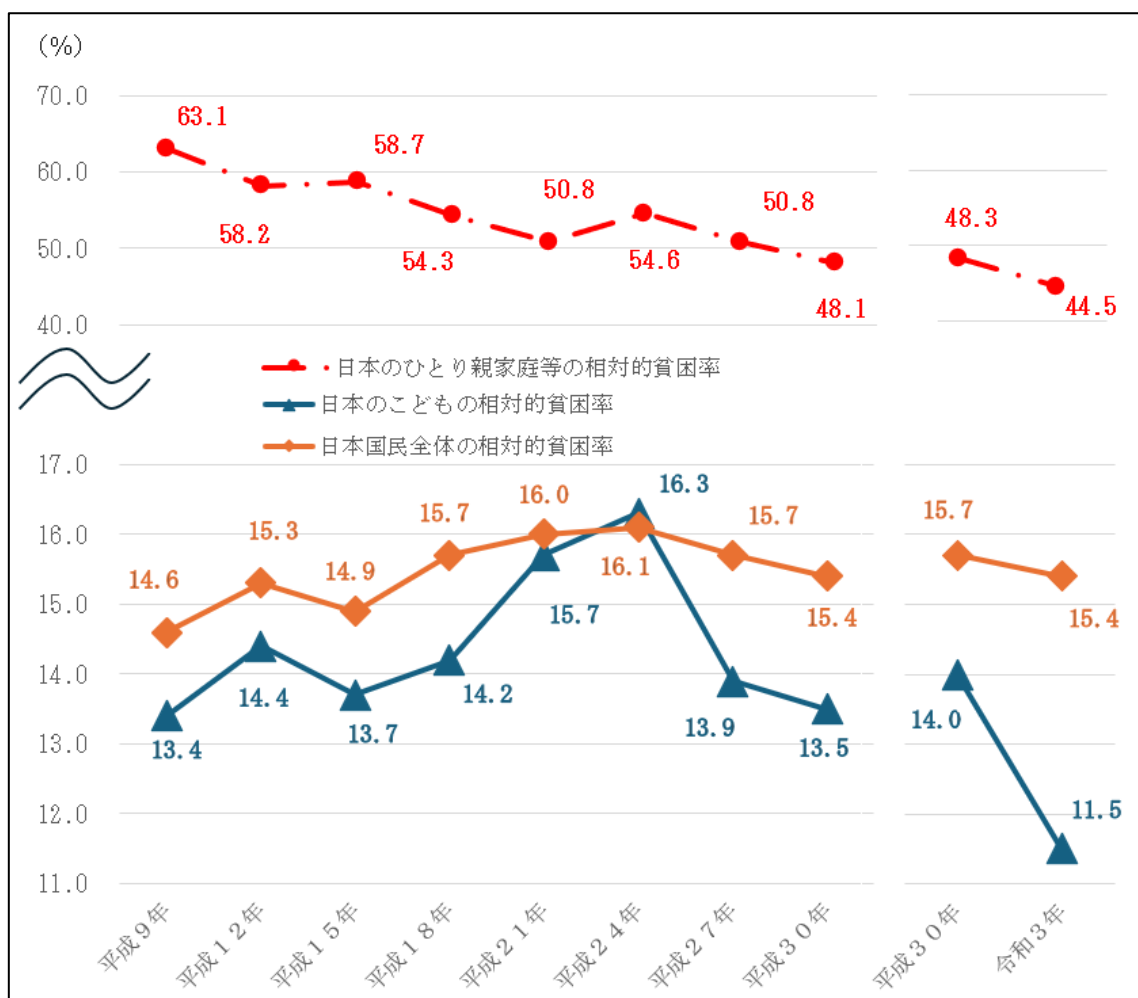
(注) 内閣府「令和6年版男女共同参画白書」による。

このほか、ひとり親家庭等をめぐっては、相対的貧困率が高い状態が続いており、「令和4年国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率は、全体が15.4%、こどもが11.5%と全体的に低下傾向であるのに対し、ひとり親家庭等は44.5%と高い状況にあ

る。また、OECD 加盟国における相対的貧困率の平均は、全体が 11.4%、こどもが 12.4%、ひとり親家庭等が 31.1%となっており、国際的にみても、我が国のひとり親家庭等の相対的貧困率は高い状況にあるといえる。

図 1-(1)-② ひとり親家庭等の相対的貧困率の推移

(単位：%)



(注) 1 「令和4年国民生活基礎調査」に基づき、当省が作成した。

2 平成30年にOECDの所得定義が変わったため、折れ線グラフが途切れている。

(2) 調査の視点及び報告書の構成

ひとり親家庭等に対する支援としては、様々な施策が推進されているが、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査³」や「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書⁴」によれば、特に、経済的支援以外の公的支援については、「知らなかった」、「手続きが分からなかった」というひとり親家庭等からの声もあり、その利用状況や認知状況は、総じて低くなっている。こうした状況を踏まえ、本調査では、ひとり親家庭等の支援を実施している地方公共団体における取組状況を調査するとともに、ひとり親家庭等の意見をアンケートやイ

³ 資料1-(2)-①参照

⁴ 資料1-(2)-②参照

ンタビューを通じて把握・聴取し、地方公共団体が実施する支援とひとり親家庭等が求める支援にギャップが生じていないか、ひとり親家庭等に必要な情報を届け、支援につなげるための効果的な周知・広報はどのようなものかといったことを明らかにするとともに、課題への対応策（国による支援の余地）を検討することとした。

具体的には、相談支援を含む各種支援の実施に当たり、支援を必要とする側からの申請が基本となっている中で、ひとり親家庭等に至る要因や時系列も考慮しつつ、地方公共団体における「ひとり親家庭等の把握」、「ひとり親家庭等に対する支援の周知」、「ひとり親家庭等に対する相談対応」といった一連の流れを想定して、これらの3つの項目により整理した。

(3) 調査対象機関の選定

こども家庭庁では、ひとり親家庭等に対する支援として、それぞれのひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、「①子育て・生活支援」、「②就業支援」、「③養育費確保等支援」、「④経済的支援」の4本柱により各種施策を推進している。これを踏まえ、本調査では、④経済的支援の根幹を成す児童扶養手当のほか、①～③の柱の中から最低1事業の実施状況を調査すべく、次の表1のとおり、4事業を選定することとし、こども家庭庁の資料⁵で整理されている都道府県、市区町村での実施状況を参照し、原則3事業以上を実施している市区町村を調査対象として選定することとした。

表1 調査対象の4事業

支援の柱	調査対象事業名
①子育て・生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業 こどもの生活・学習支援事業
②就業支援	母子・父子自立支援プログラム策定事業
③養育費確保等支援	離婚前後家庭支援事業

(注) 当省の整理による。

(4) 調査手法等

都道府県、市区町村（ひとり親支援部門及び戸籍部門）への実地調査のほか、行政が実施しているひとり親家庭等への様々な支援の情報について、ひとり親家庭等が把握できているのか、どういった支援情報を求めているか等を検討するため、ひとり親家庭等に対し、アンケート調査（以下「ひとり親家庭等アンケート」という。）を実施するとともに、ひとり親家庭等アンケートの回答結果を基に、具体的な意見や実例を把握するため、個別にインタビュー調査（以下「ひとり親家庭等インタビュー」という。）を実施した。

ひとり親家庭等アンケートは、調査対象28市区町村のうち、ひとり親家庭等アンケート実施につき協力が得られた23市区町村において、令和7年10月から11月までの間

⁵ 「各自治体における取組状況」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4d7a8b88-d285-469d-9d68-33e5dbe8801c/fec8d747/20250319_policies_hitori-oya_jisshijokyo-r05_02.pdf)

に、各市区町村がひとり親家庭等に送付する児童扶養手当の審査結果にひとり親家庭等アンケートの二次元コードを印字したはがきサイズの下紙を同封して配布(69,442世帯)し、ひとり親家庭等がオンライン上で回答する方式とした。その結果、2,868世帯(児童扶養手当審査結果送付対象世帯の約4%)のひとり親家庭等から回答が得られた。

ひとり親家庭等インタビューは、ひとり親家庭等アンケートに回答があり、かつひとり親家庭等インタビュー調査に協力する意向を示したひとり親家庭等の中から、ひとり親家庭等アンケートへの回答内容等を踏まえ選定した63人に対して、令和7年11月から12月までの間に実施した⁶。

⁶ ひとり親家庭等アンケートの回答結果、ひとり親家庭等インタビューの回答者の属性等は別紙参照

2 ひとり親家庭等の把握状況

【制度の概要】

ひとり親家庭等とは、一般的には、未婚、死別又は離別の親が、その未婚の20歳未満のこどもを養育している世帯及び父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯とされているが、離婚調停中で別居状態にあるものの法律上の婚姻関係が継続している場合や、同居しているが入籍はしていない事実婚の場合もあり、また、住民基本台帳上はひとり親家庭等に該当するようにみえても、実際は単身赴任等の場合もあり、戸籍情報や住民基本台帳上の情報だけでは、ひとり親家庭等の把握・特定は困難な状況にある。

こうした状況も踏まえ、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針⁷」（令和7年内閣府告示第31号。以下「基本方針」という。）では、「行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚前から支援が必要な者に対する支援を行うとともに、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する。」とされている。

（ひとり親家庭等の把握）

地方公共団体がひとり親家庭等を把握するきっかけとしては、児童扶養手当の受給資格認定時の申請手続がある。児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当である。父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、婚姻によらないで生まれた児童等を監護していること等の支給要件を満たす場合は、本人からの申請により受給資格が認定されるが、所得制限が設けられているため、受給資格者本人等の所得に応じて全部支給、一部支給又は支給停止となる。

ひとり親家庭等の世帯数は、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」では約134万世帯となっているが、令和7年9月の児童扶養手当の受給者数（全部受給者と一部受給者の合計）は、「こどもの福祉と保健に関する状況報告」によれば、約79万人となっており、これらのデータを活用して試算すると、ひとり親家庭等の全体のうち、児童扶養手当を受給している者は6割程度である（詳細は、後述の項目4(2)参照）。

このほか、こども家庭庁では、困難に直面するこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組として、地方公共団体が分散して保有しているこどもや家庭の状況、利用している支援等に関する福祉・保健・教育などの情報・データを、個人情報適正な取扱いを確保しながら分野を越えて連携させる「こどもデータ連携実証事業⁸」を実施しており、令和7年度は、全国の9市1町1村の事業を採択している。

⁷ 資料2-(1)-①参照

⁸ デジタル庁が令和4年度から実施し、5年度のこども家庭庁発足に伴い事業が移管された。

（戸籍部門との連携と戸籍の届出）

国は、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等が行われるよう、離婚届を受理する「戸籍部門」と、ひとり親となることに伴う相談・支援を担当する「ひとり親支援部門」の連携を促すべく、令和3年2月に法務省と厚生労働省（当時）からそれぞれ事務連絡⁹（以下「連携事務連絡」という。）を発出している。具体的には、戸籍部門において、離婚届用紙の交付や離婚届受理のタイミングを活用するなどして、支援が必要な者を能動的に把握し、ひとり親支援部門と連携して相談支援等へ誘導することが可能となるような方策に積極的に取り組むことを求めている、次の①～③の具体的な連携方策を例示している。

- ① 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際（支援を必要とするか否かの判断は、例えば、未成熟子¹⁰を有する父母の離婚届の養育費等の取決め欄におけるチェックの有無を手がかりにすることなどが考えられる。）に、ひとり親支援担当部署から戸籍担当部署に相談員が赴き、相談支援を行う。
- ② 戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に、リーフレット等を活用して、ひとり親支援担当部署の案内などの情報提供を積極的に実施する。
- ③ ひとり親家庭に対してメーリングリストや SNS 等により情報提供を実施する仕組みを構築し、戸籍窓口で支援を必要とするひとり親が訪れた際に登録を促し、ひとり親家庭が必要とする情報をタイムリーに提供する。

また、同年12月には、地方公共団体における支援の強化に関する取組の一つとして、養育費だけでなく、児童手当の受給者変更等、当事者が別居時や離婚時に知っておくべき情報を網羅的かつ簡潔に記載したリーフレットのひな型が作成され、地方公共団体のひとり親支援部門、戸籍部門等が実情に合わせて修正・加筆等が可能な当該ひな型のデータファイルとともに、その活用例が示された。

その後、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立し、同法が令和8年4月に施行されるのに先立ち、養育費や親子交流の取決め方等について説明したパンフレット「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」が作成され、同年3月に、こども家庭庁と法務省の連名で、地方公共団体のひとり親支援部門、戸籍部門等宛てに当該パンフレットの活用を依頼する事務連絡¹¹が発出され、その中で、離婚届の養育費等の取決めの有無についてチェックする欄（以下「養育費等のチェック欄」という。）を活用して支援につなげる取組について、改めて周知がなされている。

ひとり親家庭等になる理由としては、配偶者との離婚、死別のほか、未婚のまま出産す

⁹ 法務省と厚生労働省が連携して養育費の不払い解消に関する実務的検討等を行うために設置された「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00091.html）において検討の上、発出に至った。

¹⁰ 年齢に関係なく、経済的・身体的・精神的に親から自立しておらず、扶養を必要とするこども

¹¹ 資料2-(1)-②参照

る場合が考えられるが、それぞれの場面で戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づく届出が必要となる。

離婚届¹²は、協議離婚か裁判所が関与して成立した離婚かを選択する「離婚の種別」欄や、子の親権者を定めて記載する「未成年の子の氏名」欄など、その記入により、ひとり親家庭等への支援を必要とする者の把握に有用と考えられる情報を記載する欄があるほか、平成 24 年 4 月には、協議離婚時の親子交流（面会交流）や養育費の取決めに促進する観点から、養育費等のチェック欄が新設された。その後、令和 3 年には、公正証書での養育費の取決めに促す観点から、「養育費の分担について取決めをしている」にチェックを付けた場合には、取決めの方法として、「公正証書」か「それ以外」にチェックする欄が追加された。

また、令和 8 年 4 月から上記改正法による改正後の民法（明治 29 年法律第 89 号）が施行されることにより、離婚後の親権者について、父母双方又は一方を親権者と指定することが可能となること等に伴い、同年 2 月に、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年法務省令第 7 号）が公布され、離婚届の様式に、「父母双方が親権を行う子」を記載する欄や、離婚後の子育ての分担、親子交流及び養育費の分担についての各取決めの有無を尋ねるチェック欄等が追加されることとなった。

離婚の届出があった場合において、戸籍法第 27 条の 2 第 2 項及び戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 53 条の 3 に基づき、市区町村長は、届出事件の本人のうち、市役所又は町村役場に出頭しなかったなどの理由により窓口で本人確認ができなかった者に対し、届出を受理したことの通知（以下「受理通知」という。）を送付しなければならないとされており、例えば、離婚届を夫妻のいずれか一方が提出に来庁した場合は、窓口で本人確認ができなかったもう一方の者に当該届の受理通知が送付される。

死亡届¹³は、「未成年の子の氏名」欄が設けられている離婚届とは異なり、こどもの情報を記載する欄はないため、死亡届のみでは、ひとり親家庭等に該当するのか否かが判別できない。出生届¹⁴には、「嫡出子」又は「嫡出でない子」にチェックする「父母との続き柄」欄が設けられている。婚姻関係にある父母から生まれた子は「嫡出子」、婚姻関係にない父母から生まれた子は「嫡出でない子」となるが、「嫡出でない子」にチェックが入っている場合であっても、事実婚のケースもあるため、ひとり親家庭等であるかどうかは判別できない。

（個人情報の取扱い）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）においては、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することが禁止されているが、例外として、本人の同意があるときや所掌事務の範囲

¹² 資料 2-(1)-③参照

¹³ 資料 2-(1)-④参照

¹⁴ 資料 2-(1)-⑤参照

内で相当の理由がある場合等については利用目的以外の目的のための利用又は提供が認められている¹⁵。

【調査結果】

（ひとり親家庭等の把握）

調査対象 28 市区町村において、市区町村内に居住するひとり親家庭等の把握方法を調査したところ、いずれの市区町村においても、本人からの申請による児童扶養手当¹⁶の手続により把握している状況であり、児童扶養手当と併せて、ひとり親家庭等医療費助成¹⁷の手続によって把握している事例もみられたが、本人からの申請以外の手段でひとり親家庭等を把握している事例はみられなかった。この点、後述のひとり親家庭等インタビューでは、児童扶養手当を受給していない者でも利用できる支援情報の周知を求める声も聴かれており、児童扶養手当を受給していない一定以上の所得があるひとり親家庭等であっても、経済的な支援以外の支援を必要とする者はいることがうかがえた。

なお、今回の調査対象 28 市区町村のうち、1 市区町村においては、「こどもデータ連携実証事業」を令和 7 年度に実施しており、戸籍部門、障害福祉部門、教育委員会等の他部門・機関の共有データを用いてデータ連携が行われていたが、ひとり親家庭等の把握を直接の目的として、他部門・機関からのデータは用いられていなかった。

（戸籍部門との連携）

調査対象 28 市区町村において、連携事務連絡に例示された連携方策①から③までの実施状況を調査したところ、次の表 2-1 のとおり、②については全市区町村で実施されていたが、①はいずれの市区町村においても実施されていなかった。

表 2-1 連携事務連絡に例示された連携方策①、②及び③の実施市区町村数（率）

（単位：市区町村（％））

区分	実施市区町村数（率）
①：ひとり親支援部門から戸籍部門に相談員が赴いての相談支援	0（0％）
②：リーフレット等を活用した、ひとり親支援部門の案内などの情報提供	28（100％）
③：ひとり親家庭に対する、メーリングリストや SNS 等により情報提供を実施する仕組みの構築及びその登録勧奨	4（14.3％）

（注） 1 当省の調査結果による。

2 括弧内の数値は、調査対象市区町村に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 複数の連携方策を実施している市区町村があるため、合計数は、調査対象数（28 市区町村）とは一致しない。

¹⁵ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_administrative/）を参照した。

¹⁶ 市区町村によっては、児童扶養手当よりも所得制限の水準が高く設定されており、より多くのひとり親家庭等が対象となる独自の手当の手続により把握している事例もあった。

¹⁷ 地方単独医療費助成制度であり、対象者の条件や助成内容等は市区町村によって異なる。

①を実施していない市区町村からは、次の表 2-2 のような理由が聴かれた。

表 2-2 市区町村において連携方策①を実施していない理由

区分	理由の内容
相談スペースの確保が困難	プライバシー保護の観点から、来庁者が多い戸籍部門の窓口から一定の距離を確保した相談スペースを設ける必要があるが、物理的に困難である。
	戸籍部門の窓口は、庁舎の出入口に近い場所にあり、他の来庁者の動線上にあるため、離婚届の提出に伴う支援策を説明するにはプライバシーの確保ができない。
	戸籍部門の窓口のブースは2つしかなく、相談を実施するスペースや別室などの相談しやすい環境がない。
人員の確保が困難	母子・父子自立支援員は2人程度しかおらず、人員体制上、ひとり親支援部門を空けて戸籍部門に赴いて対応することは難しい。
	人員体制が課題となる。現在、相談窓口は予約制にしており、急に戸籍部門に相談対応に行くとなると難しい。
	ひとり親支援部門の業務だけでも手一杯な状況であり、更に戸籍部門に出向いて相談対応することは困難である。
部門間の物理的距離	戸籍部門とひとり親支援部門に物理的な距離があり、ひとり親支援部門の職員が来庁するまでの間、待ち時間が発生する。
その他	ひとり親家庭等は、ひとり親支援に係る手続きだけでなく、児童手当や保育園等のこども関係の手続きをまとめて実施する必要があるため、ひとり親支援部門に来てもらう方が効率的である。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部の市区町村では、上記②及び③の取組のほか、次の表 2-3 のような独自の取組を実施していた。

表 2-3 離婚届に係る手続きにおける市区町村の独自の取組事例

区分	事例の内容
部門間の物理的距離の解消	離婚届受理時にひとり親家庭等になることが分かった場合、スマート窓口 ¹⁸ を案内する。児童扶養手当等は同窓口における申請・受付の対象外となるが、テレビ電話を活用して庁舎が離れているひとり親支援部門につなぎ、手続きの説明を行っている。
手続一元化	児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭等医療助成制度等の申請について、戸籍部門で受け付けている。

¹⁸ 出生、離婚、引越し等に伴い手続きが必要となる者に対し、本人に適した手続きの提示、申請書の一括作成、受付等を行う。

離婚届用紙交付時における、これからひとり親家庭等となる者の把握	離婚届用紙を受取に来た者に対し、離婚届の記載方法を説明する旨声掛けをし、説明を断った者を除き、「未成年の子の氏名」欄を説明する際に、未成年のこどもがいるか確認している。こどもがいると分かった場合、「離婚に関する手続き」と一緒に「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」（以下「法務省作成パンフレット」という。）を渡し、ひとり親支援部門に連絡して必要な手続等について相談するよう伝えている。
総合窓口システムの活用	離婚届受理時にひとり親家庭等になることが分かった場合、総合窓口システム ¹⁹ を活用し、必要な手続案内リストを渡している。児童扶養手当の新規認定請求等は本システムでは対応していないが、全てのひとり親家庭等について、ひとり親支援部門に受付番号を転送し、同部門において当該番号でひとり親家庭等と呼び出している。
戸籍部門の窓口での周知	戸籍部門の窓口にて、ひとり親家庭等への支援に特化した公式 LINE の登録用二次元コードが記載された名刺サイズの用紙を配置している。

（注）当省の調査結果による。

（養育費等のチェック欄を含む、離婚届により把握した情報の活用）

離婚届を提出した者が支援を必要とする者か否かの判断は、例えば、連携事務連絡の連携方策①に例示されているように、未成熟子を有する父母の離婚届の養育費等のチェック欄の情報を手がかりにすることが考えられる。

この点、調査対象 28 市区町村のうち、26 市区町村（92.9%）では、養育費等のチェック欄を活用した取組は特に実施されていなかったが、2 市区町村（7.1%）においては、次の表 2-4 のとおり、戸籍部門において、養育費等のチェック欄の「まだ、決めていない。」にチェックが入っていることを確認した場合に、離婚前後家庭支援事業（後述の項目 3 (2) 参照）等のチラシの配布やひとり親支援部門の案内を行うといった取組を実施していた。

表 2-4 養育費等のチェック欄を活用した市区町村の取組事例

No.	事例の内容
1	取決めをしていないにチェックがある場合、離婚前後家庭支援事業のチラシを渡している。また、チラシを渡し、養育費について不安などの声があれば、ひとり親支援部門を訪問するよう伝えている。
2	養育費の取決めをしていないにチェックがある場合、こどもにとって大事なことで、取決めをしておいた方がよいことをひとり親家庭等に伝えるとともに、法務省作成パンフレット及び離婚前後家庭支援事業のチラシを持っているか確認し、持っていない場合は法務省作成パンフレット等を渡し、詳細についてはひとり親支援部門で相談するよう伝えている。

（注）当省の調査結果による。

¹⁹ 「住民に書かせない・迷わせない・待たせない」のコンセプトの基、総合窓口と関係課の業務システムを連携させたもの

また、養育費等のチェック欄を含む、離婚届により把握した情報については、戸籍部門からひとり親支援部門に提供し、支援につなげるといった活用も考えられるが、そのような取組を実施している市区町村はみられなかった。

活用していない理由や活用に係る課題・意見は、次の表2-5のとおりであった。

表2-5 養育費等のチェック欄等を活用していない理由、課題・意見

区分	意見の内容
本人の同意を得ずに個人情報の提供はできないとするもの	離婚届の養育費等のチェック欄を含む戸籍記載事項は個人情報であり、本人の同意を得ずにひとり親支援部門等と共有することはできないと考えている。
	養育費等のチェック欄を活用した情報共有のためには、個人情報保護の観点から本人の同意を得る必要があり、業務負担増となる。また、その場で本人の同意を得るなどの取組を行うことにより、窓口対応が滞留することや無用なトラブルが起きることが懸念される。
住民感情を考慮すると困難とするもの	戸籍部門とひとり親支援部門でひとり親家庭等の情報を共有することについては、個人情報を漏らしたとのクレームを受けかねず、説明に多大な労力を要する。
	プッシュ型での情報提供の余地もある一方で、知らない課から離婚をきっかけにいきなり連絡があることは、受け手からすると不気味な面もあり、トラブルにつながる可能性も懸念される。
	支援目的であったとしても、住民からの反発が予想され、リスクを冒してまで情報共有を図る必要性は生じていない。
プライバシー配慮の観点から困難とするもの	養育費関係はセンシティブな内容であるため、養育費等のチェック欄にチェックがないことをもって、戸籍部門の窓口で何か確認するというのは難しいと感じる。また、戸籍部門の窓口は隣との距離が近く、後ろには他の住民が待機しているため、プライバシーにも関わる。
	養育費等のチェック欄にチェックが付いていないことをもって、踏み込んで聞いて案内することは、デリケートな内容であるため、なかなか難しい。
支援の希望の有無が分かれば、活用の余地はあるとするもの	行政側が支援を提案しても、ひとり親本人からの希望がなければ支援することはできない。養育費等のチェック欄が支援の必要の有無まで分かるようになっていれば、活用の余地はありうる。
	「まだ、決めていない。」を選択する世帯は多数あり、支援が必要な家庭かどうかを戸籍部門の窓口で個々に聴取・判断することは、時間的にも技術的にも難しい。養育費等のチェック欄が簡単に支援の必要性を把握できるような仕組みになっていれば、これを活用して情報をつなぐ取組は実施しても良いと考える。

	離婚届とは別に、「ひとり親支援策についての相談を希望するか」、「個人情報提供を希望するか」にチェックを入れてもらうような、本人同意を得る書類があれば、情報提供できるのではないかな。
情報提供に伴う業務負担に関するもの	仮に法的整理や同意欄を設けるなどにより、ひとり親支援部門への情報提供が可能となったとしても、離婚届の写しはひとり親支援部門には不要と考えられる情報も含まれるため、必要な情報のみを抜き出すという新たな事務負担が発生することが課題である。
国からの通知等が必要とするもの	戸籍事務は法定受託事務であり、法務省からの通知等が必要である。 養育費等のチェック欄の活用については判断できず、法務省からの通知等により指示があれば、それに準じて対応する。 国が市区町村内部での個人情報の共有を前提とした支援を進めたいのであれば、国において、個人情報の保護に関する法律上も住民感情の点でも問題がないよう、明確な根拠や基準、具体的な共有方法などを示してほしい。
住民が求める行政サービスの水準が高くなるのではないかとするものの	個人情報の提供に同意するからには、自動的に支援情報の案内が届いたり、手続不要で何かを受給できたりするようになるなど、役所内で情報共有して住民側に負担をかけないようにしてほしいといった要望も増えるかもしれない。 ひとり親家庭等からすると、現在当市区町村で実施している公正証書の作成費用の補助等だけでなく、養育費の取決めに向けてサポートする伴走型の支援策と併せての個人情報の取得でないと、支援策もないのに何のために情報を得たのかと思われるのではないかな。

(注) 当省の調査結果による。

他方、ひとり親家庭等インタビューにおいて、戸籍部門への届出を契機に、自身の情報がひとり親支援部門に提供されることに抵抗感があるか聞いたところ、「届出をきっかけに支援情報が届くことはとても助かるため、抵抗感はない。」、「抵抗感はないが、抵抗感がある人もいられるため、同意を取るようにすれば良いのではないかな。」といった意見が聴かれた。

(離婚届に係る受理通知の送付機会の活用)

離婚届の手続を通じてひとり親家庭等と接する機会としては、離婚届用紙の交付や離婚届受理のタイミングのほかにも、受理時に本人確認ができなかった者に対して受理通知を送付する機会があるところ、この機会を活用して、受理通知を送付する全ての者に対して、離婚に伴う手続一覧(ひとり親家庭等に特化した内容ではない。)を同封して送付している事例が1市区町村でみられた。

また、こどもを養育しない側の者が単独で離婚届の提出に来庁した場合は、養育する側の者にひとり親家庭等の支援に係る情報が伝わらない可能性があるところ、次の表2-6のとおり、こどもを養育する側の者に受理通知を送付する際に、ひとり親家庭等への支援に係る資料を同封している事例が2市区町村でみられた。

表 2-6 こどもを養育する側の者に受理通知を送付する際の市区町村の工夫事例

No.	事例の内容
1	こどもを養育しない側の者が来庁し、離婚届を提出した場合でかつ養育する者と養育しない者が既に別居している場合、こどもを養育する側の者に送付する受理通知に児童扶養手当やひとり親家庭等に関する支援制度を案内するパンフレットを同封している。
2	こどもを養育しない側の者に対し、資料の配布及び説明を行い、こどもを養育する側の者にも伝えるよう依頼しているが、それが困難であると言われた場合には、受理通知に同封するようにしている。

(注) 当省の調査結果による。

このような受理通知の送付機会を活用した取組を実施していない 25 市区町村に対し、その実施につき意見を聴取したところ、次の表 2-7 のとおり、1 枚程度の資料であれば、費用面及び運用面において特段支障はないと回答した市区町村がある一方、対象者の抽出や資料封入の際の確認作業が負担であるといった意見も聴かれた。また、受理通知は、戸籍法等に基づき実施しているものであり、その内容等については通達で細かく定められているため、他の資料を同封するというのであれば、法務省からの通知、依頼等が必要であるとの意見も聴かれた。

表 2-7 受理通知に支援情報を同封することに対する市区町村の意見

区分	意見の内容
同封することに支障はないという意見	最低限の資料であれば、費用面、運用面での課題はなく、実施は可能ではないか。
	事務的に難しいことはなく、実施は可能であり、費用についても「戸籍の届出に伴う主な手続」など 1 枚紙を同封するなどであれば可能である。
	法務省からの依頼等があればそれに基づき対応する。同封する資料の枚数が 1 枚程度であれば郵送料等にも影響はないため、運用上の支障はない。
郵送料に対する意見	同封物のサイズや重量も役務費（郵送料）に関わるため、検討しなければならない。
	戸籍部門の業務負担や送料の増加を懸念している。特に、ひとり親支援まとめパンフレットは厚手の紙を使用しており重さがあるため、同封すると送料が上がる可能性があり、用紙の変更等を検討する必要があると思われる。
送付対象者の選定に対する意見	受理通知を送付する際に親権の指定を都度確認するのは効率的でなく、単独・共同親権にかかわらず一律での送付が現実的ではないか。
	受理通知の送付対象者にはこどもがいない者もいるため、この中から未成年のこどものいる者を手作業で確認して選び出し、該当する者の封筒にチラシ等を同封することになると、誤って同封するといったミスが生じる可能性

	が懸念される。
国の通知等が必要という意見	受理通知は、戸籍法等に基づき実施しているものであり、その内容等については通達で細かく定められている。仮に他の資料を同封するというのであれば、法務省からの通知、依頼等が必要である。

(注) 当省の調査結果による。

(死亡届や出生届等の受理時における連携)

死亡届を契機とした戸籍部門とひとり親支援部門の連携について、調査対象市区町村では、死亡届は葬儀会社から提出されることが多いため、葬儀会社を通じて、届出に伴い必要となる手続や支援の情報（「おくやみガイドブック」等）について、ひとり親家庭等を含む遺族に提供しているといった回答が多くみられた。また、次の表 2-8 のような取組を実施している事例もみられた。

表 2-8 死亡届に関する取組事例

No.	事例の内容
1	身近な方が亡くなった際の役所内の手続をサポートする「おくやみコーナー」を設けている。予約制であり、予約の際に個人情報に関する情報共有に同意を得て、予約日までに関係部署で必要な手続を整理する取扱いとしている。遺族の方がひとり親になる場合などひとり親支援部門での手続が必要であると判断した場合は、支援策の手続を整理することとしている。
2	遺族から、事前予約制の「おくやみコーナー」来訪の連絡があれば、その情報を関係部署に共有し、各部署でその遺族が必要になる手続をピックアップして戸籍部門に伝え、戸籍部門は、その情報を基に必要な書類等を来訪前に遺族へ伝えることで、手続の効率化と遺族の負担軽減を図っている。関係部署には死亡者情報のみが共有されるため、ひとり親支援部門では、その情報を基に家庭状況等を調べ、遺族がひとり親家庭等になるかどうかを把握する。
3	おくやみ関連手続を一連で受けている国民健康保険・国民年金等の窓口、死後の手続の窓口、子育て・高齢者福祉の窓口、障害者福祉の窓口で、葬儀後に手続を行う遺族を把握し、ほかに必要な手続がないか逐一確認し、こどもがいる場合には、児童扶養手当等に関する説明を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

また、出生届を契機とした戸籍部門とひとり親支援部門の連携について、調査対象市区町村では、出生届受理後、まずは一律に子育て家庭全般を対象とした支援制度（児童手当、こども医療費助成等）の担当部門を案内し、同部門における聞き取りにより、当該届出人がひとり親家庭等であることが判明した場合には、ひとり親支援部門につなげるといった回答が多くみられた。

こうした戸籍法に基づく届出のほか、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基

づく転入届について、調査対象市区町村では、転入届受理後、前居住市区町村において発行される転出証明書や転入に伴う手続一覧等を用いた本人への聞き取り等により、児童手当やこども医療費助成、児童扶養手当の受給状況等を把握し、ひとり親支援部門へ案内している事例がみられた。また、未成年のこどもがいる場合は、一律に子育て家庭全般を対象とした支援制度（児童手当、こども医療費助成等）の担当部門を案内し、同部門における聞き取りにより、当該届出人がひとり親家庭等であることが判明した場合には、ひとり親支援部門につなげると回答した市区町村もみられた。

【まとめ】

ひとり親家庭等の把握に当たっては、調査対象 28 市区町村が実施しているとおり、児童扶養手当等の申請手続を通じて把握することは可能であるものの、ひとり親家庭等のうち児童扶養手当を受給している者（全部受給者と一部受給者の合計）はおおむね 6 割程度（既存統計による試算）の状況であり、所得制限を超えている等の理由により当該手続を実施していないひとり親家庭等を把握するのは困難な状況がみられた。この点、ひとり親家庭等インタビューでは、児童扶養手当を受給していない者であっても利用できる支援情報を求める声が聴かれたこと等も踏まえると、一定以上の所得があつて児童扶養手当を受給していない者であっても、経済的支援以外の支援を必要とする者はおり、ひいては、児童扶養手当の申請手続をしないような者の中にも、支援を必要とする者はいると考えられるため、離婚、死別等の戸籍手続時にひとり親家庭等を早期に把握し、支援につなげることが重要と考えられる。

令和 3 年の連携事務連絡で例示された戸籍部門とひとり親支援部門の連携方策のうち、リーフレット等を活用したひとり親支援部門の案内などの情報提供は、調査対象 28 市区町村全てにおいて実施されている一方、ひとり親支援部門から戸籍部門に相談員が赴いて相談支援を実施している市区町村はみられず、戸籍部門の窓口における相談スペースや人員確保等の観点から実施困難との意見が多く聴かれたため、より現場の実態に即した取り入れやすい連携方策を示すことが必要であると考えられる。

また、連携事務連絡では、支援を必要とするひとり親家庭等の把握に当たり、離婚届の養育費等のチェック欄におけるチェックの有無を手がかりにすることを例として挙げているところ、戸籍部門において養育費等のチェック欄により養育費の取決めをしていない者を把握した場合に、離婚前後家庭支援事業の案内等を行っている事例はみられたものの、一部の市区町村にとどまっており、他の市区町村においてもこうした取組が実施されることが必要であると考えられる。

さらに、離婚届用紙の交付や離婚届受理のタイミングのほかに、受理通知を送付する機会を活用して、こどもを養育する者にひとり親家庭等への支援情報が届くように工夫している事例がみられた。こどもを養育しない側の者が離婚届の提出に来庁した場合においては、養育する側の者にひとり親家庭等への支援に係る情報を伝えるよう依頼している市区町村もみられるものの、実際に伝わるかは不明であるため、養育する側の者に送付する受理通知に支援情報を同封するという取組には、一定の効果があると考えられ、

ひとり親支援部門と戸籍部門の連携方策の一例として示すことが有効であると考えられる。

このほか、養育費等の取決めの有無を含む、離婚届により把握した情報や、そのほかの戸籍手続で把握した情報を戸籍部門からひとり親支援部門に提供し、同部門からひとり親家庭等に対してプッシュ型で支援情報を提供するといった活用方策が考えられるところ、ひとり親家庭等インタビューでは、支援情報の提供を目的とした戸籍部門からひとり親支援部門への個人情報の提供について、肯定的な意見が多く聴かれた。

一方、市区町村における取組状況としては、養育費等のチェック欄については、上述の例以外には活用されておらず、また、離婚届により把握した情報を戸籍部門からひとり親支援部門に提供し、支援につなげるような取組を実施している事例はみられなかった。その課題として、養育費等のチェック欄を含む届出情報は個人情報であり、本人の同意を得ずに他部門に情報提供することはできないといった意見が市区町村から多数聴かれたほか、住民からの反発が予想されるとの意見も聴かれた。

このように、部門間における情報共有に当たっては、個人情報の取扱いや住民感情的な問題のほか、市区町村における事務負担が生じうる中で、現状としては、連携事務連絡の中で、戸籍部門で把握した情報を戸籍部門からひとり親支援部門へ共有するというよりは、戸籍部門で把握したひとり親家庭等をひとり親支援部門へ誘導してその先で支援につなげることが求められている。当面は、そのような対応が現状に即した対応であると考えられ、本調査によって把握した取組事例も参考としつつ、両部門間の連携による取組の一層の推進が必要であると考えられる。

【所見】

こども家庭庁及び法務省は、支援が必要なひとり親家庭等を把握し、早期の支援につなげる観点から、離婚届の情報を契機とした支援への誘導や、離婚届の受理通知を送付する際の支援情報の同封といった戸籍部門による取組事例の提供などにより、市区町村における戸籍部門とひとり親支援部門の一層の連携強化を促すことが必要である。

3 ひとり親家庭等に対する支援の周知状況

(1) 各種支援の周知状況

【制度の概要】

こども家庭庁では、ひとり親家庭等に対する支援として、それぞれのひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、「①子育て・生活支援」、「②就業支援」、「③養育費確保等支援」、「④経済的支援」の4本柱により支援を推進しているほか、プッシュ型による相談支援や様々な課題にワンストップで必要な支援につなげる「⑤相談支援体制」を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を推進している。

こうした支援の周知について、基本方針では、「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する支援の施策や取組について分かりやすい情報提供を行うなど、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要である」ことや、「各種支援制度について、地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に分かりやすい方法で周知することにより、各種の支援の利用を促すことが必要である。児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等に、分かりやすい文体、デザインでひとり親家庭に対する支援施策を記載したリーフレットや冊子を用い、窓口で案内を徹底していくことに加え、支援を必要とする者に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談や SNS 等をはじめとした情報技術の活用を更に図っていくことが求められる」とされている。

この点、こども家庭庁では、支援を必要とするひとり親家庭等に必要な支援が届くようにするため、「ひとり親家庭等就業・自立支援事業²⁰」において、各地方公共団体が地域の特性を踏まえた情報発信を行う取組を支援している。具体的には、パンフレットなどの紙媒体に加え、メール、ウェブサイト、SNS 等のインターネットメディアを活用し、ひとり親家庭等が情報に接しやすい方法による周知を行うための経費について補助している。

そのほか、こども家庭庁では、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、地方公共団体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭等への支援団体等、利用できる支援等の情報が一目で分かる国のプラットフォームとして、ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え²¹」（以下「プラットフォーム」という。）のほか、令和8年4月から改正民法が施行されることによる新しいルールやひとり親家庭等への支援施策を紹介する「ひとり親家庭のためのポータルサイト²²」の運用を行い、ひとり親家庭等が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備に努めている。これらのサイトについては、市区町村ホームページにサイトリンクを掲載するよう促すほか、市区町村にリーフレット等を配布するなどして周知が進められている。

²⁰ 資料3-(1)-①参照

²¹ <https://anata-no-sasae.jp/>

²² <https://support-hitorioya.cfa.go.jp/>

【調査結果】

(ひとり親家庭等に対する支援の周知・広報の手段・媒体)

調査対象 28 市区町村におけるひとり親家庭等に対する周知方法を調査したところ、いずれの市区町村でも、広報誌やチラシ、パンフレット、ガイドブック等の紙媒体、市区町村公式ホームページを活用していたほか、それに加えて、表 3-(1)-①のとおり、半数以上の市区町村において、プッシュ型の積極的な周知が様々な形態で行われていた。具体的な取組の事例は表 3-(1)-②のとおり。

表 3-(1)-① プッシュ型の積極的な周知の実施状況

(単位：市区町村 (%))

区分	実施市区町村数 (率)
SNS (LINE 等)	15 (53.6%)
メールマガジン	4 (14.3%)
子育て支援アプリ	2 (7.1%)
ニーズ把握による個別周知	2 (7.1%)
いずれも実施なし	10 (35.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 括弧内の数値は、調査対象市区町村に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 複数の周知方法を実施している市区町村があるため、合計数は、調査対象数 (28 市区町村) とは一致しない。

表 3-(1)-② プッシュ型の積極的な周知の事例

周知方法	事例の内容
SNS (LINE 等)	公式 LINE 内に、登録制のひとり親向けページを設けている。週 1 回、ひとり親家庭等に必要な支援情報等を提供しているほか、相談、予約、情報検索機能等がある。仕事や家事で忙しいひとり親家庭等にとって、役所の開庁時間に問い合わせることは困難であり、ワンストップ相談、プッシュ型支援体制の強化を目指している。【金沢市】
	ひとり親家庭等への支援に特化した LINE アカウントを開設。主な機能としては、i) ひとり親家庭の生活に役立つ最新情報の配信、ii) 母子・父子自立支援員への相談フォームが設けられている。 i) については、月 2 回を目安に、児童扶養手当の支給日やひとり親家庭等向け講習会等のイベントに関する情報等のほか、他課の主催する子育て関係イベントも情報発信している。 当該公式 LINE アカウントの周知に当たって、ひとり親家庭等向けの支援制度を紹介する冊子「ひとり親家庭のしおり」に登録用二次元コードを掲載しているほか、戸籍部門の窓口をはじめ、子育て世帯が多く利用する公共施設やハローワーク、子育て応援企業、こども食堂などに公式 LINE の登録用二次元コードを記載した名刺サイズ用の紙を配置し、登録を促している。ひ

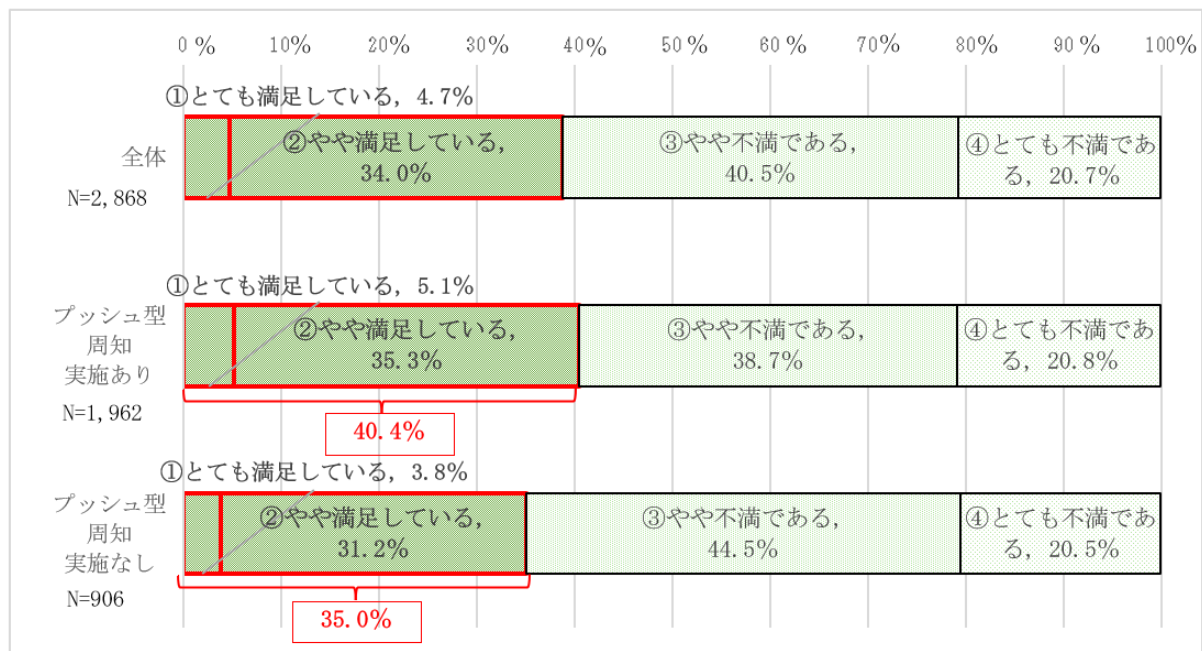
	ひとり親用LINEはひとり親に直接情報を伝えられる数少ない手段であるため、今後もLINEでの情報発信に力を入れたいと考えている。【豊橋市】 週1回、民間企業や地域団体が実施する体験活動への招待やこども食堂の開催情報、子育て支援情報等について、公式LINE及びInstagramによるプッシュ配信で周知している。【広島市】
メールマガジン	ひとり親家庭等向けのメールマガジンで定期的に周知している。過去に、ひとり親は特別枠で無料として開催したイベントがあり、その周知方法を検討した際、広報誌など広く住民の目に入る媒体で周知するとひとり親が優遇されていると捉えられる可能性があるため、ひとり親家庭等のみに情報が届くメールマガジンを活用して案内したことがある。このように、届けたい支援の情報に応じ広報媒体を区別して周知している。【江戸川区】 月1回以上の頻度で、ひとり親家庭等への支援制度やセミナーなどのイベント、公営住宅申込み、手当の支給時期、こども食堂の情報などを配信している。ひとり親向けのイベントでは、申込者のうち、広報誌よりもメールマガジンで知った割合が高いほか、メールマガジン利用者の満足度も高い。【八王子市】 週1回、こどもを支援する民間の支援団体や企業からの情報、こども食堂等こどもの居場所づくりに関する情報、行政からの支援制度の情報を配信している。ひとり親家庭等に対するニーズ把握において、ひとり親家庭等に情報が届いていないとの声があり、ひとり親家庭等は広報誌を読んでいない者も多く、支援策等の情報を直接届けるしか方法はないのではないかと考えたことから、メールマガジンでの周知を開始した。【岡山市】
子育て支援アプリ	ひとり親家庭等向けに作成している冊子に記載されている内容が確認できるほか、ひとり親家庭等向けのイベント情報等を随時配信している。ダウンロード数は毎年右肩上がりが増加している。スマートフォンの普及等、利用者の情報入手環境が多様化していることに鑑み、冊子よりも迅速に情報の更新ができ、かつ多言語対応が可能であるアプリを開発することで、より効率的な情報発信ができると考えたことから開始した。アプリにより、仕事や育児等で時間に制約のあるひとり親家庭等に対し、情報をタイムリーにお知らせすることが可能となっている。【足立区】
ニーズ把握による個別周知	児童扶養手当の新規申請者に対し、新生活に関するアンケートを案内しており、現時点でどのような支援が必要かについて、回答内容を基に市から個別にメールを配信し、情報提供を行っている。現況届の案内郵送時にも、子育て等での困りごとや今後のキャリアについて聞くためのアンケートを実施しており、こちらも同様に、回答内容を基に市から個別にメールを配信することで、支援につなげている。【堺市】

(注) 当省の調査結果による。

この点、ひとり親家庭等アンケートでは、市区町村の周知・広報に対する満足度は、次の図3-(1)-①のとおり、こうしたプッシュ型の積極的な周知を実施している市区町村において40.4%となっており、実施していない市区町村の35.0%に比べて高くなっていた²³。

図3-(1)-① 市区町村が行っている周知・広報の満足度

(単位：%)



- (注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。
 2 「N」は、各設問における有効回答数である（以下同様）。
 3 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

また、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表3-(1)-③のとおり、自分で情報を探すのではなく、市区町村からのプッシュ型の積極的な周知を求める意見が聴かれるとともに、実際にプッシュ型の周知を受けているひとり親家庭等からは、非常に役に立っている旨の意見が聴かれた。

表3-(1)-③ プッシュ型の積極的な周知に関するひとり親家庭等からの意見

区分	意見の内容
プッシュ型の積極的な周知	行政はこちらから聞かないと教えてくれないものと思っているが、SNSでプッシュ的に配信されると、手軽に確認することができ、自分に必要な

²³ この差について、2つの集団の比率（割合）に差があるかを調べる統計的検定（z検定）を行ったところ、p値（片側）は、0.003となった。ここでいう「p値（片側）」とは、「プッシュ型の積極的な周知を実施している市区町村と実施していない市区町村という2つの集団の間に差がないと仮定したときに、実施している市区町村の満足度が、偶然、本文中に記載した差以上に実施していない市区町村を上回る確率」を表す。これが小さいほど本文中に記載した差が偶然とは言い切れず、結果として、2つの集団の間に差がある（実施している市区町村の方が満足度は高い）と判断できる。

を求めるひと	情報が目に入りやすく有り難い。
り親家庭等からの意見	プッシュ的な情報は SNS が一番見やすいと思う。手軽に受け取れて、自分でも確認する。
	SNS での周知は、相手側から情報を提供してくれるので目にしやすい。自分は紙媒体でも情報を見ているが、若い世代は、紙媒体では情報を見ないのではないか。SNS での情報発信があった方が、困りごとを抱えている様々な人にとって目にしやすいのではないかと。自分で支援策を探さない人もおり、もう少し市区町村から情報発信し、ひとり親家庭等が情報を受け取りやすくしてほしい。
	夫と死別した当時、何から手を付ければ良いのか分からなくて市区町村に直接電話をして問い合わせたが、このような状況の際は、公式 LINE でひとり親家庭等向けに、支援に関するプッシュ通知をしてもらえると助かると思う。自分のように、突然配偶者が亡くなった人がすぐ動けるように、見ている人が多い SNS を使ったシステムがあればいいと思う。
	支援の具体的な内容等については、日常的に目に付く場所では案内されておらず、自分から窓口に出向くしかない。窓口は一番情報量が多く迅速に知ることができるものの、自分から動かないと知らないままになってしまうことが不満であり、行政側から積極的に知らせてくれることを期待している。
	ひとり親の多くは、日々の仕事と子育ての両立に追われ、疲弊し余力がないものと思われるため、自分で情報を探しに行く人が少ないと思う。このため、行政側からのアプローチが必要ではないか。
	ひとり親はなかなか情報を探しに行く時間がないため、行政側からのアプローチは重要と感じている。
プッシュ型の積極的な周知を受けているひとり親家庭等からの意見	市区町村のメールマガジンは、こちらから情報を探しに行かなくて良いという点で有り難い。自分には該当しないと思った情報は読み飛ばすので、読む時間もそれほどかからない。メールマガジンの中には、ひとり親が支援対象となるものだけではなく、一般的な子育て世帯が利用できる情報もあって助かる。
	市区町村のひとり親家庭等向け公式 LINE の配信は、見やすく情報が充実している。配信内容は、毎回欠かさず確認しており、配信で知ったイベントに参加したこともある。役所に行かなくても情報が得られるプッシュ型の周知は、忙しくて時間がないひとり親にとっては非常に助かる。
	市区町村のひとり親家庭等向け公式 LINE に登録し、配信内容を確認しているが、手軽かつタイムリーに情報を入手できるのは有り難い。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

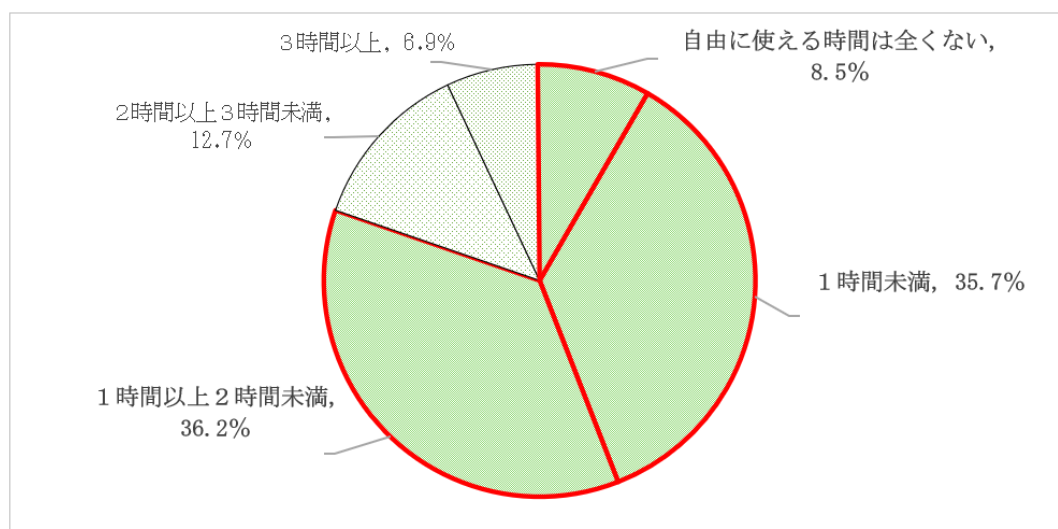
（ひとり親家庭等に対する支援の周知・広報の内容）

上述のとおり、ひとり親家庭等からは、日々の仕事と子育ての両立により自ら情報を探しに行く時間がなかなかとれないといった声も聴かれたところ、ひとり親家庭等アンケートにおいて、普段の1日（平日）の生活の中で、自由に使える時間がどの程度あると感じているかについて聞いた結果、次の図3-(1)-②のとおり、約8割のひとり親家庭等が「2時間未満」という回答であった。

図3-(1)-② 普段の1日の生活の中で自由に使える時間

N=2,868

（単位：％）



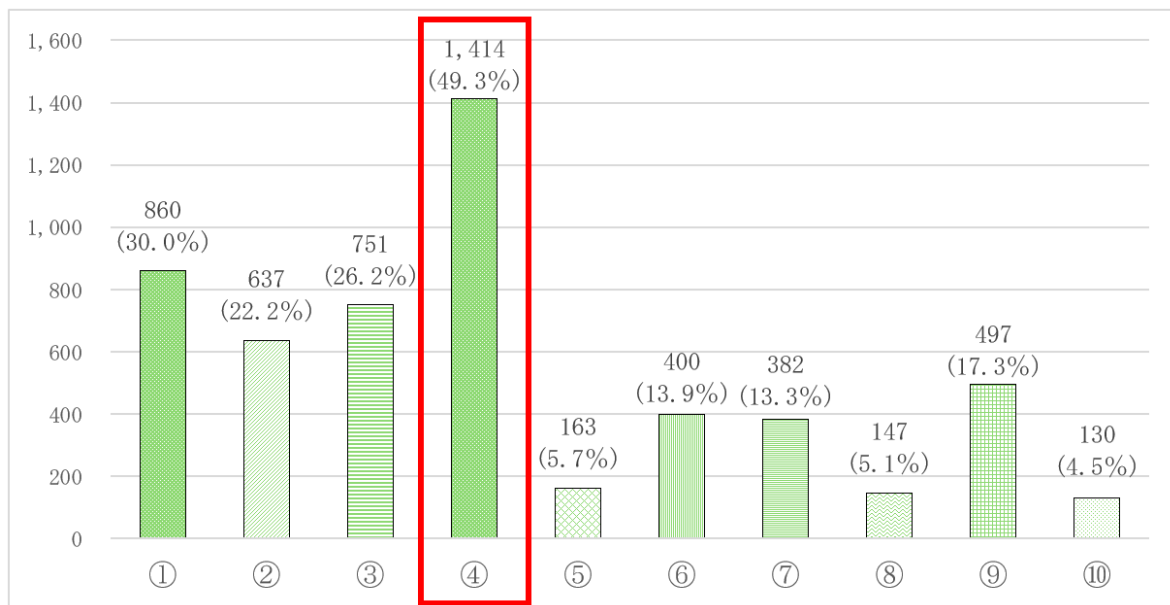
（注）ひとり親家庭等アンケート結果による。

また、ひとり親家庭等アンケートにおいて、ひとり親家庭等への支援情報の検索手段を聞いたところ、次の図3-(1)-③のとおり、全回答者2,868人の約半数（1,414人）が「④市区町村のホームページ（電子データとして掲載されている広報誌やパンフレット、チャットボットを含む）を確認する」と回答しており、情報探索手段として、自由に使える時間が少ない中でも、隙間時間に手軽に情報収集が可能なインターネットを活用した媒体の需要が最も高い状況であった。

図3-(1)-③ ひとり親家庭等の普段の情報探索手段

N=2,868

(単位：人(％))



- ①市区町村の窓口（電話や直接訪問して）問い合わせる
- ②広報誌（紙冊子のもの）を確認する
- ③市区町村が作成したひとり親支援についてのパンフレットやチラシ（紙のもの）を確認する
- ④市区町村のホームページ（電子データとして掲載されている広報誌やパンフレット、チャットボットを含む）を確認する
- ⑤市区町村の公式X、Instagramを確認する
- ⑥市区町村の公式LINEやメルマガ、アプリの配信内容を確認する
- ⑦子育て・ひとり親支援のNPOなどの団体に問い合わせたり、民間の子育て支援のホームページを確認する
- ⑧こどもが通っている保育園や学校などに問い合わせる
- ⑨家族・友人・知人に相談する
- ⑩その他

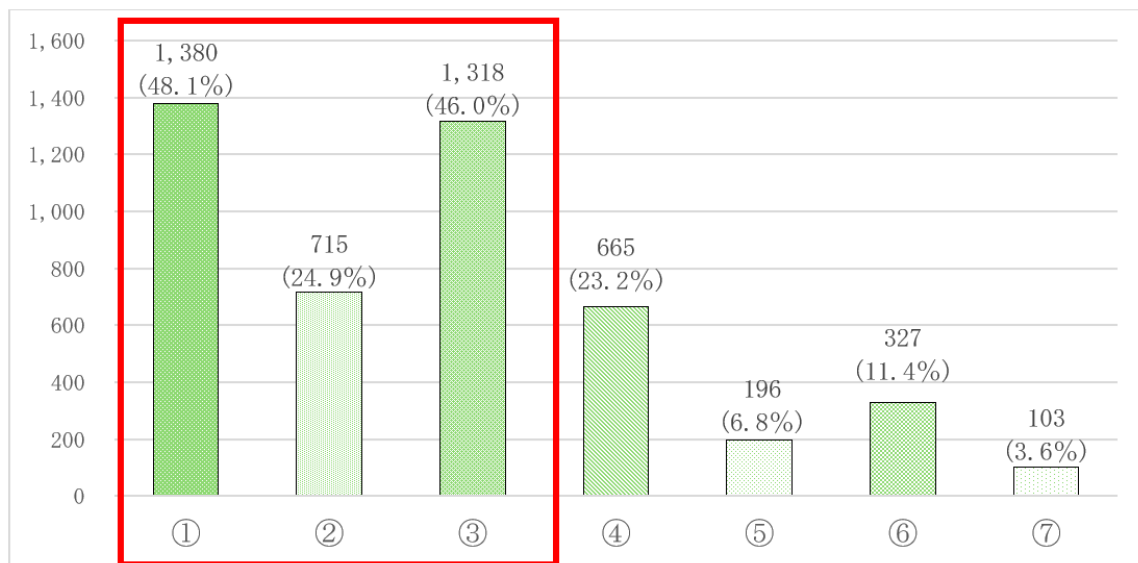
(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
 2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が100にならない。

さらに、ひとり親家庭等アンケート調査で、情報探索手段として需要が最も高かった市区町村のホームページにおける改善点を聞いたところ、次の図3-(1)-④のとおり、「①利用できる条件や金額の説明などをくわしく書いてほしい」、「③自分に必要な情報がどこに載っているか分からないので、探しやすくしてほしい」、「②専門的な用語が多いなど、説明が分かりづらいので、分かりやすく書いてほしい」と回答した者が多く、情報を分かりやすく、探しやすく掲載することが求められている実態がうかがえた。

図 3-(1)-④ 市区町村のホームページに係るひとり親家庭等からの改善意見

N=2,868

(単位：人 (％))



- ①利用できる条件や金額の説明などをくわしく書いてほしい
 ②専門的な用語が多いなど、説明が分かりづらいので、分かりやすく書いてほしい
 ③自分に必要な情報がどこに載っているか分からないので、探しやすくしてほしい
 ④関係する支援を探すときに不便なので、他の支援へのリンクを載せてほしい
 ⑤載っている情報が古いので、内容の更新をしてほしい
 ⑥ホームページを見たことがない
 ⑦その他

(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
 2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が 100 にならない。

この点、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表 3-(1)-④のとおり、分かりやすい文体、デザインでイラストを取り入れるといった工夫が期待されるほか、自分が支援対象になるのかどうか（特に、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭等でも利用できる支援制度）が分からないという意見や、こどもの年齢・ライフステージ別の情報掲載を求める意見が聴かれた。

また、日常的に買物や飲食、宿泊する際にレビューを参照するように、支援を実際に利用したひとり親家庭等による具体的な体験談の掲載があれば、より分かりやすいといった意見も聴かれた。

表 3-(1)-④ 掲載内容に対するひとり親家庭等からの意見

区分	意見の内容
分かりやすい掲載	日本語が分からない人でも理解できるくらいの記載にしてほしい。例えば 4 コマ漫画みたいなものと非常に分かりやすく、大人では文字情報だけだと読まずに捨ててしまう情報でも、こどもが漫画部分を読んで情報を拾ってくれる

	こともあるかもしれない。 市区町村のホームページは、情報量が多く、文字だらけで理解しづらい。デザイン性も不足しており、もっとアイコンや色、図を工夫して分かりやすくしてほしい。ひとり親は時間も心の余裕もないので、内容が瞬時に理解できるよう要点がまとまった説明があると良い。漫画風など、小学生でも分かる内容に整理してほしい。パンフレット等も分厚くなっても良いので漫画風に記載したらいいのではないかな。 活字だけではなく、イラストや吹き出しを用いるなどして、楽しく読めるようにしてほしい。
支援対象者ごとの整理	児童扶養手当の受給の有無や非課税世帯か否かで支援が受けられない制度もあるため、児童扶養手当を受給していないひとり親家庭等でも利用できる制度の一覧があれば、微妙なラインにいる世帯が調べる際に助かる。 児童扶養手当の全部支給停止世帯向けの支援情報一覧があると便利である。現在、児童扶養手当は支給されておらず、収入の要件がある制度は、全部対象外だと思っていたが、必ずしもそうでない場合もある。
こどもの年齢・ライフステージ別の整理	こどもの年齢に応じた、ライフステージごとの支援を掲載した方が分かりやすい。乳幼児期、学童期、中学校以上では、それぞれ違う支援が必要になってくと思うので、こどもの年齢に応じて分かりやすくしてもらえると有り難い。 未就学児以下を養育している人向けの支援情報の掲載は多いと感じているが、中学生、高校生を養育しているひとり親家庭等に対する支援情報についても詳細に知りたい。 市区町村で提供している子育てアプリ等は、乳幼児向けの情報が多く、小学校高学年のこどもを持つ親の情報ニーズに合わない。こどもの年齢別の悩みに対応したアプリがあれば助かる。 未就学児向けの情報は多くあるが、小学生向けの情報はあまりなく、自分のこどもに見合った情報を入手するのに苦労している。 こどもが小さい時の支援は分かりやすく情報が入ってきたと思ったが、中学生から大学生までの世代になった時に情報が少ないと感じた。自分で学費減免などの支援を調べたり、市区町村や都道府県にも問い合わせたりした。年代別の支援についての情報を掲載してほしい。 こどもの年齢に応じて支援策を区分し、情報が入手できるようになったら良いと思う。例えば、こどもが中学生、高校生になったら、といった形での支援の紹介があれば良いのではないかな。こどもの成長に従って、各家庭が必要とする支援策は移り変わるため、こどもの年齢に応じた制度の紹介が必要ではないかな。
体験談の掲載	実際に利用した人による体験談があれば分かりやすい。支援を受けた数人の体験談などを、口コミやレビューとしてホームページ上に掲載すれば、具体的な利用イメージがつかめて、利用を検討する上で役に立つと思う。

	誰かの体験談が見られれば、制度を利用するか考える時に役に立つ。制度があっても自分は対象ではないのではないか、とってしまうので、これくらいのことでも使える、という情報が分かれば、ひとり親に響くと思う。
	普段から、インターネット検索をする際は、まず初めにレビューから読むので、役所の支援のページにレビューが載っているととても有り難く、ぜひレビューを載せてほしい。今はホームページの説明を読んでもよく分からないため、事業の利用を検討することすらできないが、誰かのレビューがあれば、こんなことでも使って良いのだと分かるだろうし、少なくとも事業の利用を検討するという段階に進めると思う。
	こどもが小さい時の支援は分かりやすいが、中学校から、食費や学費、将来について漠然としている。体験談なども知りたい。
	例えば、「自分と同じくらいの年代の方が、〇歳のこどもの面倒を見てもらっています。」など、具体例があれば分かりやすい。周りにひとり親の知人がいないことから、こうした口コミがあると助かる。
	ひとり親関連の手続等で何かを調べる時、役所に聞くよりもひとり親の知り合いに聞いた方が早いと感じている。そのため、誰かの体験談を知ることができると良いと思う。

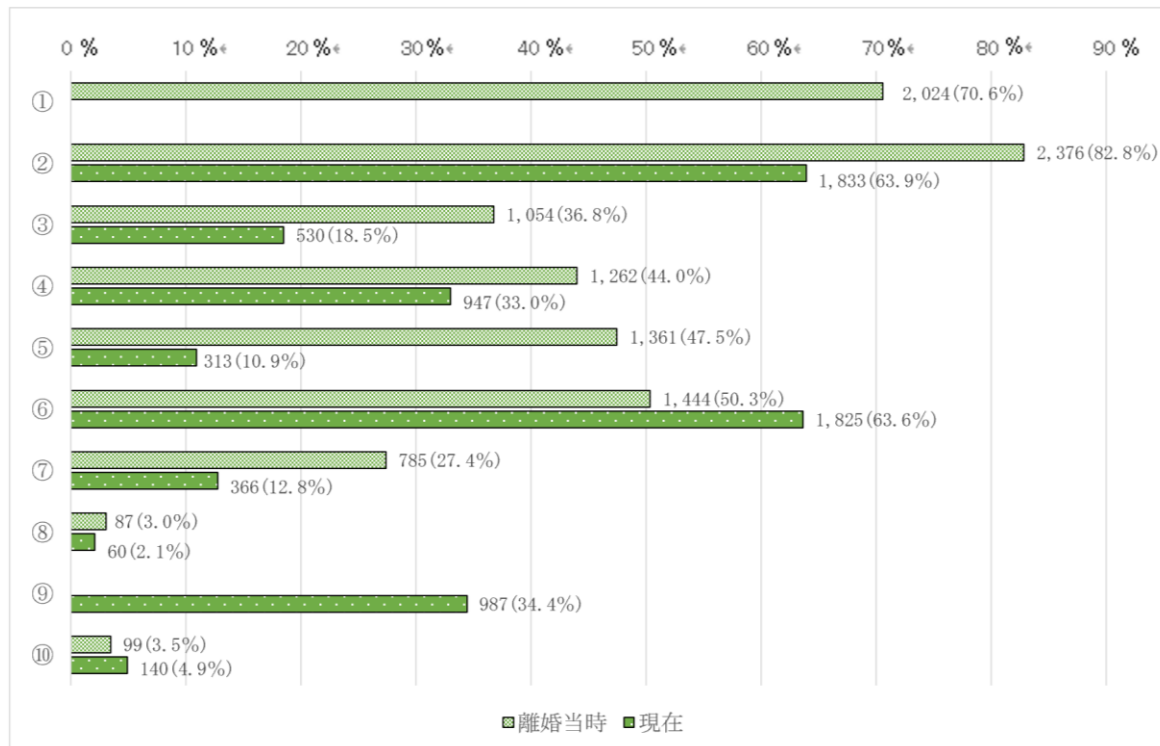
(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

こどもの年齢・ライフステージ別の整理という点については、ひとり親家庭等アンケートで、「離婚当時に必要としていた情報」と「現在必要としている情報」を聞いた結果、次の図3-(1)-⑤のとおり、離婚当時は、当面の生活を維持するための「②お金に関する支援（児童扶養手当以外の医療費の補助や保育料の軽減など）」や「③仕事（仕事を見つける・転職する）」に関する支援に関する情報、「⑤こどもの預け先（保育園・幼稚園・放課後児童クラブなど）」に関する情報を必要としているひとり親家庭等が多かったが、こどもの成長に伴い、「⑥こどもの教育費や学習に関する支援」に関する情報を求めるひとり親家庭等が多くなっており、ライフステージに応じて必要となる情報が変遷していくことがうかがえた。

図3-(1)-⑤ ひとり親家庭等となった当時必要としていた情報及び現在必要としている情報の比較

N=2,868

(単位：人(％))



- ①児童扶養手当の請求手続
- ②お金に関する支援 (児童扶養手当以外の医療費の補助や保育料の軽減など)
- ③仕事 (仕事を見つける・転職する) に関する支援
- ④住居に関する支援
- ⑤こどもの預け先 (保育園・幼稚園・放課後児童クラブなど)
- ⑥こどもの教育費や学習に関する支援
- ⑦養育費の確保・面会交流の取決めについての支援
- ⑧遺族年金の請求手続
- ⑨自分が病気や多忙などきの家事や育児の手伝いなどの支援
- ⑩その他

(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が100にならない。

今回の調査対象市区町村の中には、次の表3-(1)-⑤のとおり、こどもの年齢・ライフステージ別の情報掲載をしている事例もみられた。

表 3-(1)-⑤ こどもの年齢・ライフステージ別に整理した事例

No.	事例の内容
1	「ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援 Book ²⁴ 」で、こどもの年代別に利用できる制度（一般的な子育て制度を含む。）を一目で確認できる表を掲載している。【足立区】
2	「ひとり親家庭のための応援ガイドブック ²⁵ 」で、ライフステージ別でみた子育てのための主な支援（一般的な子育て制度を含む。）を掲載している。【宇部市】

（注）当省の調査結果による。

また、次の表 3-(1)-⑥のとおり、ひとり親家庭等からの要望が多かった体験談の情報を掲載している事例もみられた。

表 3-(1)-⑥ 体験談を掲載している事例

No.	事例の内容
1	市の公式ホームページにひとり親インタビュー「わたしの STORY ²⁶ 」を掲載し、市の支援により、生活の安定に向けて一步を踏み出したひとり親の体験談を掲載している。【堺市】
2	シングルマザーの就職・転職支援に関するチラシ ²⁷ 及びひとり親家庭等学習支援事業のチラシにおいて、実際に支援を受けた経験者の声を掲載している。【相模原市】
3	ひとり親家庭等学習支援事業のチラシ ²⁸ において、同事業に参加した学生の声（感想・参加して良かった点）を掲載している。【延岡市】

（注）当省の調査結果による。

（ひとり親家庭等に対する支援情報の周知に関する国への意見・要望）

調査対象 28 市区町村に対し、ひとり親家庭等に対する周知に関する国への意見・要望を調査したところ、次の表 3-(1)-⑦のとおり、支援情報の効果的な周知方法や、他の市区町村における周知の先進事例を共有してほしいといった意見のほか、国で一律に支援情報を周知してほしいといった意見が聴かれた。

表 3-(1)-⑦ 国による周知や、市区町村による周知への国からの支援に関する市区町村からの意見

区分	意見の内容
支援情報の効果的な周知方	国から、i) 各自治体の事業の委託先、事業対象者、取組内容及び実績の一覧の情報、ii) 支援制度の利用が増加している自治体の周知方法や工夫している点等の情報を提供してほしい。

²⁴ <https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/30804/ouenbookzenhan.pdf>

²⁵ <https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/kosodateouen/mokuteki/hitorioya/1003639.html>

²⁶ <https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hitorioya/72753420230213140101056.html>

²⁷ 資料 3-(1)-②参照

²⁸ 資料 3-(1)-③参照

法や、他の地方公共団体の参考事例等を共有してほしいとする意見	ひとり親家庭等に対する周知について、それぞれのひとり親家庭等の状況や心情を考慮する必要がある、どこまで積極的に行うべきか悩ましい。国から、ひとり親家庭等の状況に応じた効果的な周知方法を提供してもらえると助かる。
	支援が必要なひとり親家庭等に対して、漏れなく周知できているとはいき切れず、どこまで周知すれば十分なのか分からない点に難しさを感じている。 また、若い人向けに市の子育て支援を紹介するページへリンクする二次元コードを案内しても、通信料の関係で開いてもらえない場合があるなど、周知の仕方に課題を感じている。効果的な周知方法があれば教えてほしい。
国で一律に支援制度を周知してほしいとする意見	ひとり親家庭等に向けた支援策自体、広く周知されていない気がする。自治体の努力不足の面もあるが、こういう支援があるという程度でも良いので、国からひとり親家庭等に対し、各支援策を効果的に周知してほしい。
	こども家庭庁のプラットフォームについて、このページを見ればひとり親家庭等の方に情報が届くようになれば理想であるが、現状、各自治体のホームページにリンクする方法となっており、使い勝手は悪い。当市区町村では実施していない支援事業について、実施されていると勘違いして来る者もあり、プラットフォームを活用していく難しさであると感じている。国で一律に周知してほしいとは考えているが、現状、児童扶養手当以外の支援策は自治体の判断となっており、もっと全国一律で実施すべき支援策が広がれば、国も周知しやすくなるのではないかな。
	全国統一的な制度であれば、国で周知してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

この点、こども家庭庁のプラットフォームでは、「全国の自治体・支援事業検索」として、全国の都道府県、市区町村において実施されているひとり親家庭等への支援事業が一覧で整理されているが、地方公共団体において独自に実施されている事業をはじめ、実際に実施されている事業について網羅されていない状況がみられた。また、「シングルマザー・シングルファザー体験談」といった情報も掲載されているが、具体的にどのような支援制度を利用した上でどのように生活が変わったのか、といった一般的なひとり親家庭等が自身の状況に置き換えて考えられる身近な掲載内容にはなっていない。

一方、ひとり親家庭等インタビューでは、上述のとおり、支援策を実際に利用したひとり親家庭等による体験談の掲載を求める意見が多く聴かれたほか、次の表3-(1)-⑧のとおり、国や都道府県の情報も含めた網羅的な情報の掲載を求める意見に加え、こども家庭庁のプラットフォームを知らないという意見も聴かれた。

表3-(1)-⑧ こども家庭庁のプラットフォームに関するひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	就業支援の制度など、市区町村のホームページでたどり着いたが、国や県にも支援策があるのかどうか分からず、網羅できているのか分からない。それぞれで支援があるのであれば比較しながら検討したいため、どこかにまとめて情報を掲載してほしい。全ての支援制度を網羅したポータルサイトのようなものがないのであれば、国であれば国のホームページ、県であれば県のホームページでそれぞれ調べるので、どこを見れば良いのか分かるようにしてほしい。
2	こども家庭庁のプラットフォームは知らない。インターネットでは、時々自治体のホームページを見る程度である。

(注) 当省の調査結果による。

【まとめ】

ひとり親家庭等に対する支援情報の周知に当たっては、調査対象市区町村の全てにおいて、広報誌、チラシ等の紙媒体と公式ホームページを活用した周知が実施されており、これに加えて、SNS、メールマガジン、子育て支援アプリ等を活用したプッシュ型の積極的な周知を実施している市区町村がみられた。そのような取組が実施されている市区町村では、周知・広報に対する満足度が相対的に高く、また、そのような行政側からのアプローチによる周知を求めるひとり親家庭等の意見も多く聴かれており、有効であると考えられる。また、情報の掲載に当たっては、ひとり親家庭等アンケートにおいて、情報を分かりやすく、探しやすくしてほしいといった改善意見が多くみられるとともに、ひとり親家庭等インタビューにおいて、イラスト・図などを用いた掲載や、支援を利用できる対象者別やこどもの年齢・ライフステージ別の整理のほか、実際に支援制度を利用したひとり親家庭等の体験談の掲載を求める意見が多く聴かれたことから、掲載内容を工夫することが有効であると考えられる。さらに、今回の調査対象市区町村からは、支援情報の効果的な周知方法や周知に係る他の市区町村の取組事例を共有してほしいといった意見も聴かれた。今回の調査において、周知方法や情報の掲載に当たって、実際にそうした取組を実施している市区町村もみられたことから、そのような取組事例を参考に、多くの地方公共団体でも同様の取組が展開されていくことが必要であると考えられる。

このような地方公共団体による周知のほか、国としては、こども家庭庁がプラットフォームを整備しており、プラットフォームでは、全国の地方公共団体が実施する支援事業を一覧で掲載することを企図しているところ、実際にはプラットフォームに掲載されていない事業もあるなど、現状、必ずしも網羅されていない状況であることから、後述の3(2)で言及するような関連する子育て支援事業を掲載することと併せて、掲載内容・情報の一層の充実が求められる。また、体験談の掲載に当たっては、ひとり親家庭等インタビューにおいて要望されているように、一般的なひとり親家庭等が自身の状況に置き換えて参考としやすいよう、身近な体験例を掲載することが有効である。ひとり親支援策の中には、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」や「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」のとおり、経済的支援以外の公的支援については、認知状況や利用状況が全国

的にも低調であると考えられるところ、そうした体験談を全国ベースで共有することが有効であると考えられる。また、プラットフォームについては、そもそも知らないというひとり親家庭等からの意見もあり、その周知を一層図ることが必要であると考えられる。

【所見】

こども家庭庁は、ひとり親家庭等に必要な支援情報を届ける観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① SNS 等のインターネットメディアの活用促進や、支援情報の掲載に当たって工夫した事例の提供などにより、地方公共団体の周知活動を支援すること。
- ② こども家庭庁が整備するプラットフォームについて、地方公共団体が独自に実施する取組を含む支援情報や、実際に支援を利用したひとり親家庭等の体験談・感想などの掲載情報の充実を図るとともに、その周知に努めること。

(2) 個別支援事業の周知状況等

【制度の概要】

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業【支援の柱①子育て・生活支援】

本事業は、ひとり親家庭等が疾病や自立のための修学などにより、生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことで、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備し、生活の安定を図ることを目的とした事業である。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県又は市区町村）であり、国から地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するものとなっている。

昭和 50 年に創設された事業であるが、こども家庭庁が公表している「令和 6 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況²⁹」によると、同事業を実施している地方公共団体は、令和 6 年度で全体の 42.3%であり、平成 30 年度の 52.2%から約 2 割減少しているほか、令和 6 年度の利用実績は延べ件数で 28,423 件と、平成 30 年度の 39,785 件と比べて約 3 割減少している。

本事業と類似の事業として、ひとり親家庭等への支援に特化したものではない一般的な子育て支援策である「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）があり、これは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりや送迎などの子育ての援助を受けたい者と当該援助を行いたい者が、地域で相互援助を行う仕組みであり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的としている。なお、同事業に関して、ひとり親家庭等に対して、条件を満たす場合に利用料の助成を行っている市区町村もある。

基本方針では、「母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業等の一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。また、各種支援施策の実施に当たっては、地域の母子家庭や父子家庭に分かりやすい方法で周知することが必要である。」とされている。

イ こどもの生活・学習支援事業【支援の柱①子育て・生活支援】

本事業は、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図ることを目

²⁹ 資料 3-(2)-①参照

的とした事業である。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県又は市区町村）であり、国から地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するものとなっている。

基本方針では、「事業の実施に当たっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましく、また、現状では参加していないこどもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である。」とされている。

本事業と類似の事業として、厚生労働省が所掌する生活困窮者自立支援制度の一環で実施されている「子どもの学習・生活支援事業³⁰」があり、相互の担当部局で連携・調整の上、効果的・効率的に事業を展開することを求める事務連絡が発出されている³¹。

また、こども家庭庁は、「こどもの生活・学習支援事業に関するQ&A³²」において、生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習・生活支援事業」と一体的に実施することは可能であるとしている。

ウ 母子・父子自立支援プログラム策定事業【支援の柱②就業支援】

本事業は、ひとり親家庭等の自立の促進を目的として、福祉事務所等に母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を配置し、ひとり親家庭の親及び離婚前から本事業による支援が必要な者に対し、i）個別に面談を実施し、ii）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、iii）個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、iv）プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、v）プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行うものである。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村）であり、国から地方公共団体に対し、1プログラム当たり20,000円（アフターケアを実施した場合は、1プログラム当たり20,000円を加算）を補助するものとなっている。

同プログラムの策定が主な利用要件となっているひとり親家庭等への支援事業として、以下の(ア)～(ウ)が挙げられるが、こども家庭庁によれば、このうち、(イ)及び(ウ)は、地方公共団体独自で同プログラムと同等と考えられるものを策定していれば、これらの支援事業を利用することは可能であり、同プログラムが策定されていることが必須要件ではないとしている。

(ア) ひとり親家庭住宅支援資金貸付³³

³⁰ 名称上、ひとり親家庭等向けの事業から「こ」が「子」になり、「生活」と「学習」の順を入れ替えたもの

³¹ 資料3-(2)-②参照

³² 資料3-(2)-③参照

³³ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などにつなげ、自立の促進を図ることを目的とするもの

- (イ) 自立支援教育訓練給付金³⁴
- (ウ) ひとり親家庭学び直し支援事業³⁵

エ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）【支援の柱③養育費確保等支援】

本事業は、離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭等への支援に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施するものである。具体的には、養育費の支払や親子交流に関する取決め方法、こどもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者による講義などを行う「親支援講座」のほか、養育費の取決めに係る公正証書の作成費用や裁判外紛争解決手続（ADR）を利用した際の費用、養育費の履行確保に当たって保証会社と契約を締結するための費用などの補助が含まれる。事業の実施主体は地方公共団体（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村）であり、国から地方公共団体に対し、その費用の一部を補助するものとなっている。

基本方針では、「養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、親支援講座の開催や情報提供、相談対応が重要である。また、養育費等の取決め合意書のひな形を記載したパンフレットを離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、弁護士による養育費相談の実施が重要である。」とされている。

【調査結果】

調査対象 28 市区町村及び 5 都道府県における 4 事業の実施状況は、次の表 3-(2)-①のとおりである。

³⁴ 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とするもの

³⁵ ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援を実施するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給するもの。また、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」という名称だったが、令和 8 年度から名称が変更されている。

表 3-(2)-① 調査対象市区町村、都道府県における 4 事業の実施状況

(単位：市区町村、都道府県 (％))

事業名	実施市区町村数 (率)	実施都道府県数 (率)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	19 (67.9%)	3 (60.0%)
こどもの生活・学習支援事業	21 (75.0%)	0 (0%)
母子・父子自立支援プログラム策定事業	23 (82.1%)	5 (100%)
離婚前後家庭支援事業	21 (75.0%)	2 (40.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

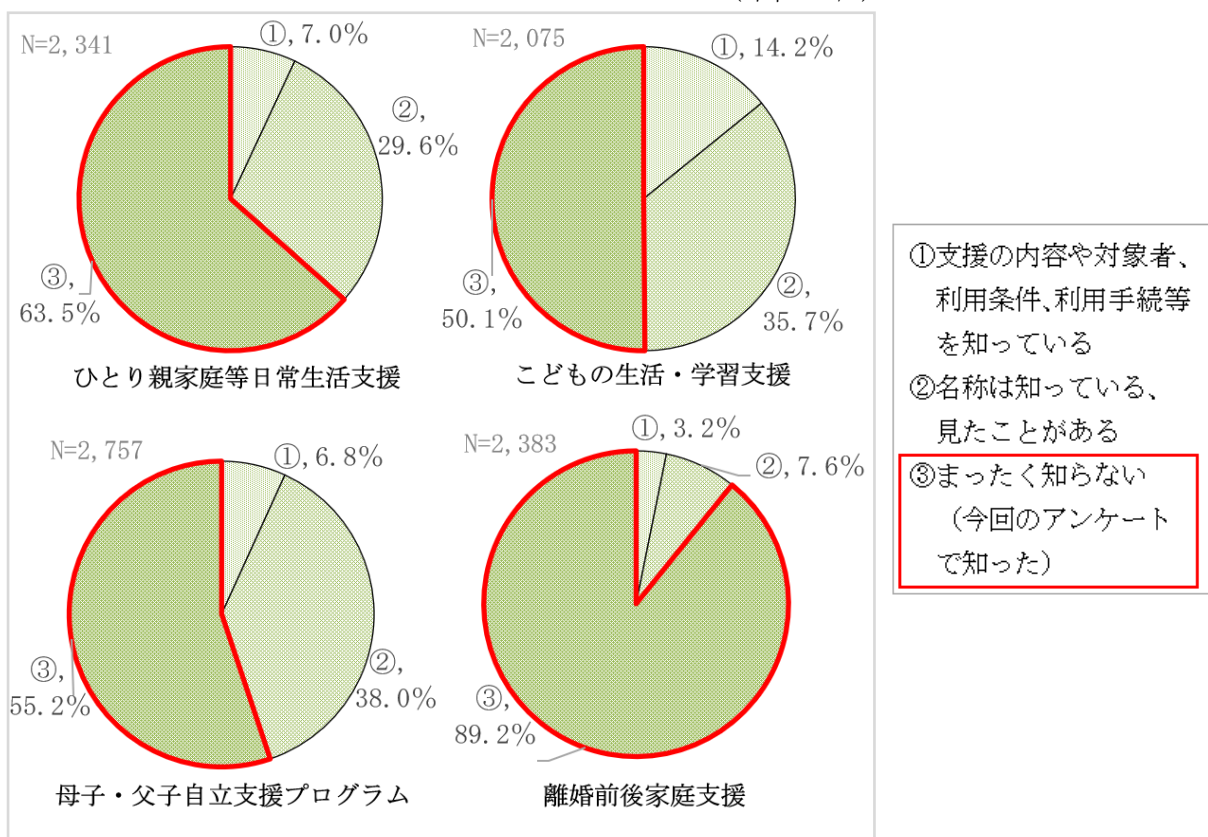
2 括弧内の数値は、調査対象の地方公共団体に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 実施状況は令和 6 年度末時点で整理しているが、このほかにも、7 年度から事業を開始・廃止した地方公共団体や、国の補助を受けずに地方公共団体独自に実施している場合もある。

これらの 4 事業それぞれについて、ひとり親家庭等アンケートへの協力が得られた 23 市区町村のうち、各事業を実施している市区町村に居住するひとり親家庭等に対し、まずは当該事業を「知っていたか否か」を聞いた結果は次の図 3-(2)-①のとおりであり、いずれの事業も半数以上が「③まったく知らない (今回のアンケートで知った)」と回答した。

図 3-(2)-① 4 事業に対するひとり親家庭等の認知度について

(単位：％)



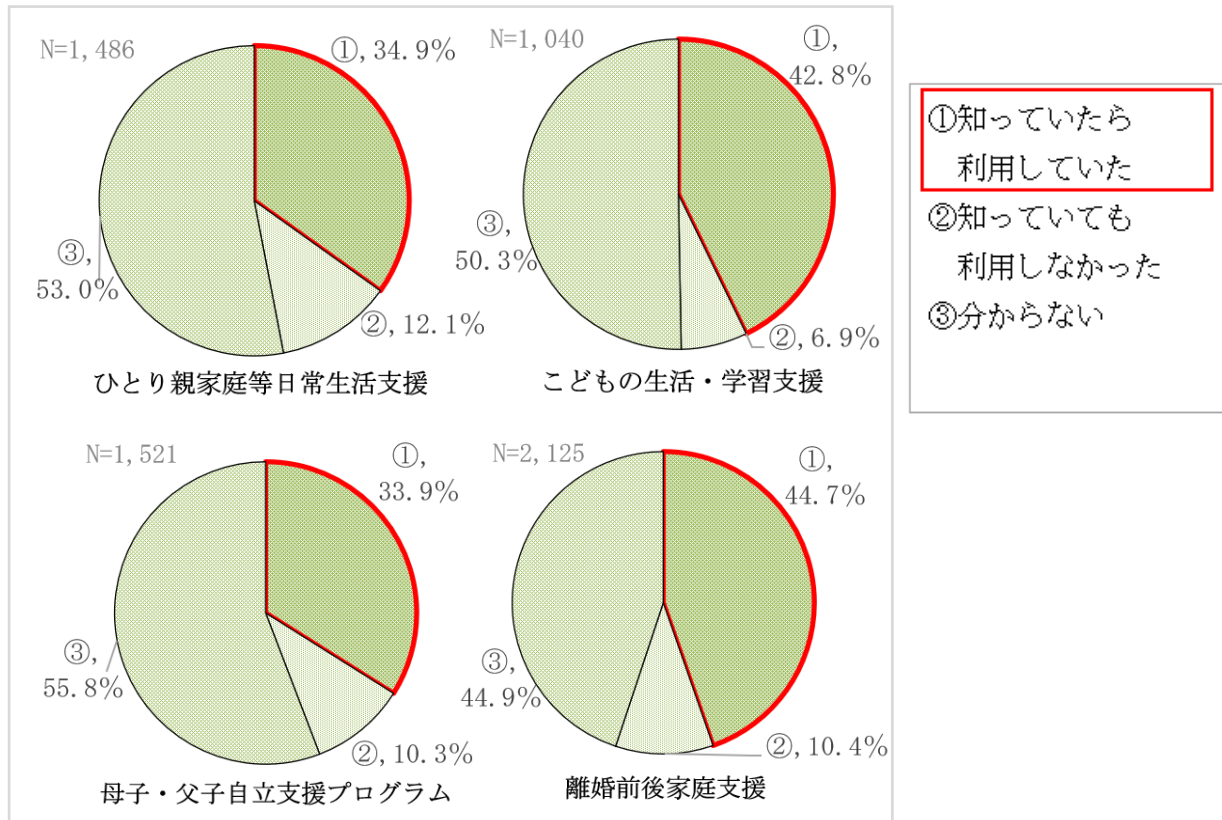
(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。

2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないことがある。

次に、各事業について、「③まったく知らない（今回のアンケートで知った）」と回答した者の利用希望をみると、次の図3-(2)-②のとおりであり、3～4割程度の者が「知っていたら利用していた」と回答した。

図3-(2)-② 4事業に対するひとり親家庭等の利用希望について

(単位：％)



(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。

2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

いずれの事業も総じて、認知度は高くはないが、知っていたら利用したかったという者が一定数おり、需要はあるが知られていないといった実態がうかがえる。

(支援の柱「①子育て・生活支援」)

調査対象28市区町村及び5都道府県における「ひとり親家庭等日常生活支援事業」及び「こどもの生活・学習支援事業」とその関連事業の実施状況(令和6年度末現在)は次の表3-(2)-②のとおりであった。

表 3-(2)-② 支援の柱「①子育て・生活支援」事業とその関連事業の実施状況

(単位：市区町村、都道府県(％))

区分	実施市区町村数(率)	うち、関連事業も実施している市区町村数(率)	実施都道府県数(率)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	19 (67.9%)	19 (100%)	3 (60.0%)
こどもの生活・学習支援事業	21 (75.0%)	16 (76.2%)	0 (0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 括弧内の数値は、調査対象の地方公共団体に対する割合であり、小数点第二位を四捨五入している。

3 関連事業とは、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に関しては「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て世帯訪問支援事業³⁶」のこと。また、「こどもの生活・学習支援事業」に関しては、「子どもの学習・生活支援事業」のこと。

調査対象 28 市区町村の中には、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない市区町村もあり、その理由として「別途、関連事業を実施しているため、ひとり親家庭等に特化した事業は実施していない。」「都道府県で実施しているため、市区町村単位では実施していない。」とする市区町村がみられた。

また、これらの事業を都道府県単位で実施している都道府県からは、その理由として、「都道府県で実施した方が全体的な手間がかからない。」ことや、「主に町村部において、基礎自治体単位でこれらの事業を実施できる体制が整っていない。」といった意見が聴かれた。

関連事業も併せて実施している市区町村に対して、それぞれの事業の周知・案内方法やすみ分けについて調査した結果は、次の表 3-(2)-③のとおり、関連事業と体系立てた実施・周知をしている市区町村がみられる一方で、それぞれの事業を実施する担当課が異なるといった事情で特段の連携が図られておらず、すみ分けが整理されていない市区町村もみられた。

表 3-(2)-③ 関連事業とのすみ分け

区分	事例の内容
ひとり親家庭等日常生活支援事業	委託先である NPO 法人において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」と「ファミリー・サポート・センター事業」の料金を比較して、ひとり親家庭等に有利な事業を案内している。
	「子育て世帯訪問支援事業」については、出産後の健康診断時等に保健師が案内することが多いが、保健師は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」も承知しているので、まずは同事業を案内してもらっている。ただし、同事業には回数制限(原則 3 回)があるため、制限を超えた場合には「子育て世帯訪問支援

³⁶ 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業のこと

	事業」を案内してもらっている。
こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭等に対しては、まずは「こどもの生活・学習支援事業」を案内し、当該事業に落選した場合に、生活困窮者向けの「子どもの学習・生活支援事業」を案内している。
	「こどもの生活・学習支援事業」の利用の前提として、生活困窮者向けの「子どもの学習・生活支援事業」における学習支援の登録を受けることとしており、このため、「こどもの生活・学習支援事業」については、「子どもの学習・生活支援事業」の登録を受けた世帯にのみ担当課から案内を通知しており、それ以外の周知は行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

この点、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表3-(2)-④のとおり、関連事業はまとめて周知してほしいといった意見が聴かれた。

また、上述のひとり親家庭等アンケートの調査結果（ホームページに対する改善点（図3-(1)-④参照））でも、「④関係する支援を探すときに不便なので、他の支援へのリンクを載せてほしい」という意見が4番目に多かったところである。

表3-(2)-④ 関連事業を含む一体的な周知を求めるひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は知らず、「ファミリー・サポート・センター事業」しか知らなかった。似通った2つの事業について、担当課レベルでは異なっているが、局レベルは同じであり、まとめて案内してもらって、どちらの制度を利用するかを選べるようになったら良いと思う。
2	必要な支援を求める時に、窓口が多岐にわたって情報が探しづらかったり、たらいまわしにされたりする。役所でも担当者によって情報を提供してもらえないことがある。それだけで疲弊して諦めてしまうなど、支援につながるまでのハードルの高さがあると感じる。
3	インターネットブラウザの検索エンジンに「市区町村名 ○○支援」と入力して検索を行い、支援に関する情報が掲載されたページを直接見るが、内容が分かりにくいことから、より分かりやすい説明や類似の支援情報を探すため、ページ上部の「現在地」から、情報の掲載元にアクセスして情報を探している。公式ホームページ内の「子育て」に関するページには、新着情報やおすすめ情報、お知らせが並んでいるが、情報の多くが時系列で掲載されており、ひとり親家庭等に関する情報があっても、他の子育てに関する情報に埋もれて探すのが難しい。
4	スマートフォンから自分が住む自治体のホームページにアクセスすると、関連する他の支援へのリンクが表示されないため、表示されるようにしてほしい。
5	担当課によって支援内容が違って、結局自分でそれぞれの課に問い合わせることになってしまうため、一括して相談できるワンストップの窓口をつくってほしい。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

なお、いずれの事業も、利用申請があった際には、対応できる人材や体制が確保されている必要があるところ、次の表 3-(2)-⑤のとおり、委託先の家庭生活支援員不足や体制が不十分であるといった理由により、積極的な周知がなされていない実態もみられた。

表 3-(2)-⑤ 周知を控えている地方公共団体の事例①

《ひとり親家庭等日常生活支援事業》

No.	事例の内容	委託先
1	利用希望者がいても、希望する時間に派遣できる家庭生活支援員がおらず、サービス提供に至らなかった事例があった、と委託先から報告を受けており、利用できないことによるトラブルは避けたいため、積極的に広報活動することには迷いがある。	市・母子寡婦福祉会
2	市区町村単位では実施しておらず、県が実施主体となっているが、利用申請したが事業を利用できなかった旨の苦情があり、当該事業については利用者が使いたい時に使えないことから、事業として機能していないと認識している。そのため、周知を進めても、ひとり親家庭等が事業を利用できない可能性が高く、当該事業については積極的な周知はしていない。	県・ひとり親家庭福祉連合会
3	利用促進の取組を特に行っていない理由は、家庭生活支援員の不足である。制度上、家庭生活支援員は事業の実施場所から外出できないこととなっており、こどもの幼稚園や保育園の送迎に対応できないことから利用されない面もあると認識している。そのため、積極的な周知には踏み出せていない。	民間・介護事業者
4	日中仕事をするひとり親家庭等に対し、ある程度まとまった時間や、早朝・夕方といったタイミングで臨機応変に支援を実施するためには、高齢の家庭生活支援員よりも比較的若い家庭生活支援員が望ましいが、若い方は平日就労していることから、人材を確保することに困難がある。高齢の方の場合は、連続の支援や早朝・夕方の支援が難しい。ひとり親家庭等日常生活支援事業の生活支援を行う人材が不足しており、当市区町村では、家庭生活支援員が生活支援に従事するために、介護職員初任者研修の受講を求めているが、当該研修の修了までに 130 時間を要することもあり、就労のためではなく、家庭生活支援員として生活支援を提供するために、若い方に当該研修の受講を勧めることは難しい。家庭生活支援員の確保に課題があるため、利用促進のために積極的に本事業を周知する等の取組はできていない。	県・ひとり親家庭福祉連合会
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知は都道府県内の母子会が行っているが、母子会の体制が整っていないことから、現在の体制	県・母子会

	では周知をしても家庭生活支援員を派遣できないという状況になるため、都道府県としても、十分な周知を実施できる状況にない。	
--	---	--

《こどもの生活・学習支援事業》

No.	事例の内容
1	利用者の定員等は設けていないが、広く周知することで参加者が増えると、支援ボランティアを確保できなくなるおそれがあるため、支援が必要と思われる者に直接案内することとしている。
2	同事業に関しては、ホームページへの掲載は行っておらず、対象者にのみ案内を送付している。その理由としては、ホームページに掲載した場合、対象外のひとり親家庭等から問合せが増加し、対象外となった家庭から、なぜ利用できないのか、という意見が寄せられる可能性があるためである。

(注) 当省の調査結果による。

この点、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、「ファミリー・サポート・センター事業」との連携を図り、ひとり親家庭等が「ファミリー・サポート・センター事業」を利用する際の利用料金を助成・給付している市区町村や、家庭生活支援員の不足を補うべく、「ファミリー・サポート・センター事業」の提供会員に対して、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の家庭生活支援員としての登録を呼び掛けるといった工夫をしている市区町村もみられた。

(支援の柱「②就業支援」)

調査対象 28 市区町村中、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を国の補助を受けて実施している市区町村（令和 6 年度末時点）は 23 市区町村（約 82.1%）であった。

また、調査対象 5 都道府県の全てにおいて、都道府県単位で当該事業が実施されていた。

事業を実施していない（又は実施していなかった）市区町村からは、その理由について、次の表 3-(2)-⑥のとおり意見が聴かれたほか、「都道府県で実施しているため、市区町村単位では実施してない。」とする市区町村もみられた。

表 3-(2)-⑥ 「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施していない（又は実施していなかった）理由

No.	理由の内容
1	自立支援教育訓練給付金の支給要件として、母子・父子自立支援プログラムを策定することとされてきたが、令和 6 年 8 月のこども家庭庁からの通知で、代替となるプログラムでも給付金の支給対象として差し支えないこととされたため、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」そのものは実施する必要はないと考えている。
2	自立支援教育訓練給付金については、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」によるプログラムと同等と考えられるものを策定していれば、当該給付金の支給は可能

	とされているため、当市区町村では、独自のプログラムを策定しているが、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」で求められるプログラムを策定するためには、関係各所との連携等が必要となり、労力と人手が必要となるため難しい。
3	こども家庭庁が求めるプログラムの策定に当たっては、限られた面談の機会ですとひとり親家庭等との関係性を構築し、ひとり親家庭等の自立に向けて的確なアドバイスや支援メニューを提示する必要があるものの、このような業務のノウハウに乏しい当市区町村にとって業務のハードルが高いものと認識しており、これまで実施していなかった。しかし、住宅支援資金貸付にも対応できるようにすること、また、都道府県が実施主体として実施していた際、面接の日程調整が難しかったことがあり、令和7年6月からは市区町村が実施主体となりプログラムの策定を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

また、次の表3-(2)-⑦のとおり、母子・父子自立支援プログラムの策定が給付金等を受けるための前提として利用される場合が多いという点のほか、策定員やキャパシティ不足といった理由により、積極的な周知がなされていない実態もみられた。

表3-(2)-⑦ 周知を控えている地方公共団体の例②

No.	事例の内容
1	自立支援教育訓練給付金等を利用するための前提要件として母子・父子自立支援プログラムの策定を希望するひとり親家庭等が多く、それ以外の者からのニーズがないため、策定件数自体を増やすという考え方はない。
2	母子・父子自立支援プログラムの策定を自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の申請要件としているため、当該給付金を希望する者が同プログラムを策定している。このため、同プログラムの策定自体が、ひとり親家庭等にとって就業に結びつくといったメリットがあるのか分からない面もあると考えている。また、就職支援センターやハローワークに自ら行って求職活動する方もいることから、同プログラムの策定件数自体を増やすという発想はない。
3	都道府県で当該事業を実施しているが、基本的には市区町村の窓口で、ひとり親家庭等から母子家庭等自立支援教育訓練給付金の希望があった際に母子・父子自立支援プログラムを策定することとなるので、同プログラムそのものを策定したいといったニーズはなく、周知を積極的に行ってはいない。
4	都道府県で当該事業を実施しているが、都道府県においては特に周知しておらず、ホームページにも掲載していない。その理由は、委託先である母子寡婦福祉連合会から、策定員1人で対応しており人員や経費のことを考慮すると、年間3件を超えることは難しいとの要望があるためである。このため、都道府県内の市区町村に当該事業の周知を依頼していない。

(注) 当省の調査結果による。

一方、次の表3-(2)-⑧のとおり、プログラム策定前からハローワークや関係機関との

連携を図り、就業支援を必要としているひとり親家庭等に対して積極的にアプローチするといった取組を行うことで、策定件数が増加している事例がみられた。

表3-(2)-⑧ 積極的なアプローチにより、プログラム策定件数が増加した事例

No.	事例の内容
1	児童扶養手当の受給開始から5年が経過した際の減額や停止を免れるためには、就職活動中であることを証明する書類である「求職活動支援機関等利用証明書」を労働局から入手して提出する必要があるが、当該証明書が必要となるときのみ就職活動をする者が一定数いることから、役所内のハローワークの出張所と連携し、該当する者がハローワークに来所した場合、ひとり親支援部門に誘導するよう依頼し、プログラムの策定につなげることで、策定件数が急増した。
2	令和6年度から、資格取得希望者については、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員（策定員）が対応するキャリア相談を受けることを必須とし、全員がプログラムを策定している。資格取得した上での就職を希望する者については、伴走型で支援するというスタンスになっており、プログラム策定件数も令和5年度から6年度にかけて約2倍になった。
3	プログラム策定の促進を図るため、児童扶養手当の新規申請書の職業欄に無職と書いてある場合や、児童扶養手当の現況届受理時に、退職予定や転職希望の相談を受けた場合には、同事業を実施しているひとり親サポートセンターと連携し、プログラム策定支援等を通じた計画的な就業を促している。

(注) 当省の調査結果による。

(支援の柱「③養育費確保等支援」)

調査対象 28 市区町村のうち、「離婚前後家庭支援事業」を国の補助を受けて実施している市区町村（令和6年度末時点）は、21 市区町村（75.0%）であった。

事業を実施していない市区町村からは、「都道府県単位で実施しているため、市区町村単位では実施してない。」「国の補助を受けず、市区町村独自に実施している。」といった市区町村がみられたほか、「令和8年4月から施行される改正民法によって養育費の履行確保に向けた見直しがなされており、その運用状況を見定めた上で当該事業の実施の可否を検討したい。」とする市区町村もみられた。

「離婚前後家庭支援事業」を実施している 21 市区町村のうち、17 市区町村では、「養育費については、離婚前から周知することが重要である。」といった理由から、離婚届用紙の受取や離婚届の提出に来庁した者に対して当該事業が掲載されたチラシ等を配布しており、そのうち、2 市区町村においては、上述（項目2）のとおり、離婚届受理時に養育費等のチェック欄を確認し、「まだ、決めていない。」にチェックが入っていた場合に、当該チラシ等を配布していた。

そのほか、当該チラシ等を公証役場に設置して周知し、利用を促す取組を実施している市区町村もみられ、その結果として、公証役場において当該事業のことを知り、相談や

申請に来庁する者が増えたとする市区町村もみられた。

また、ひとり親家庭等からも、次の表 3-(2)-⑨のとおり、離婚前からの周知を求める意見が聴かれている。

表 3-(2)-⑨ 「離婚前後家庭支援事業」の周知に対するひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	離婚前にも受けられる支援があるようだが、離婚前に役所に行くタイミングは、離婚届用紙をもらいに行く時しかないので、その際にパンフレット等での案内をしてもらえると良い。
2	支援を知ったのは離婚をする際の手続時なので、離婚を考えているときにすぐに見つけられるようになってほしいと思う。また、自分が住む自治体の SNS を通じて「離婚前後家庭支援事業」の情報を見ることができるが、「今頃そのような情報を流されたところで使えない。」と思う。
3	公正証書や「離婚前後家庭支援」について、より周知されるべきだと思う。離婚時の公正証書の作成は、ひとり親になる「前」に知りたい情報である。離婚後では公正証書を作成するのは困難である。公正証書を公証役場で作ることすら知らない人が大半で、離婚前に一般人が知ることもない。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

【まとめ】

ひとり親支援策について、様々な支援策が推進されているところ、今回の調査では、その中から 4 つの事業を選定し、ひとり親家庭等アンケートでその認知度と利用希望を把握した結果、いずれの事業も、需要はあるが知られていないといった実態がうかがえたため、上述 3 (1) で整理したとおり、ひとり親家庭等に支援が届くための効果的な周知の促進を図る必要があると考えられる。

各事業の周知状況を個別にみると、児童扶養手当に代表される「④経済的支援」以外の 3 つの柱「①子育て・生活支援」、「②就業支援」、「③養育費確保等支援」についてはそれぞれ、事業によって、適正な周知方法・タイミングが異なることから、事業の内容や対象に合わせた適時適切な周知が有効であると考えられる。

例えば、支援の柱「①子育て・生活支援」は、ひとり親家庭等アンケートやひとり親家庭等インタビューにおいて、ひとり親家庭等に対する支援策と関連事業を一体的に周知してほしいといった意見が聴かれたこと等を踏まえると、情報をホームページに掲載する際には、ひとり親家庭等に特化したものではない一般的な子育て支援策と相互にリンクを掲載するといった工夫が望まれるほか、それぞれの事業の違い（対象、利用条件・料金等）を比較表で整理するなどして、ひとり親家庭等がどの事業を利用するかを選択できるような、一般的な子育て支援策とも一体となった分かりやすい周知が求められる。また、支援の柱「②就業支援」は、就業支援を必要としている者に対してアプローチすることで、支援を利用するひとり親家庭等が増加しているといった調査結果を踏まえると、

就業支援を必要としている者に対する積極的な働き掛けによる周知が有効であると考えられる。さらに、支援の柱「③養育費確保等支援」は、ひとり親家庭等インタビューにおいて、離婚前からの周知を求める意見が聴かれたことを踏まえると、離婚届用紙交付時などの機会を活用した離婚前からの周知が有効であると考えられる。

ただし、支援の柱「①子育て・生活支援」の事業である「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、上述のとおり、実施している地方公共団体数及びその実績は低下傾向にあり、今回調査した市区町村においても人員や体制が確保できず、積極的な周知を控えている状況もみられた。一部の市区町村では、家庭生活支援員の不足を補うため、関連事業である「ファミリー・サポート・センター事業」との連携を模索している状況もみられ、効果的な周知の方法と並行して、そうした実施体制上の問題を解消する必要があると考えられる。

【所見】

こども家庭庁は、ひとり親家庭等に必要な支援情報を届ける観点から、支援事業ごとに内容や対象が異なる点に留意しつつ、プラットフォームにおいて関連する子育て支援情報の充実を図るとともに、支援情報の周知に当たって工夫した事例の提供などにより、地方公共団体の周知活動を支援することが必要である。

また、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、地方公共団体による周知控えが発生していることを踏まえ、事業の在り方について検討することが必要である。

4 ひとり親家庭等に対する相談対応状況等

(1) 相談対応の体制と実施状況

【制度の概要】

「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、市区町村福祉関係窓口を利用して
いる又は利用したことがあるとする母子世帯は46.0%、父子世帯は31.3%にとどまっ
ている。

ひとり親家庭等に対する相談支援に関しては、地方公共団体における窓口が統一され
ておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること等も指摘されており、
ひとり親家庭等が数ある制度から必要な支援にたどり着くことができるか課題となっ
ている。

このような状況を踏まえ、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針³⁷⁾」（令和3
年12月21日閣議決定）や「こども大綱³⁸⁾」（令和5年12月22日閣議決定）において
は、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様
々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する
とされ、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられ
るよう、IT機器等の活用をはじめとしたワンストップ³⁹⁾相談及びプッシュ型支援体制の構
築・強化を図ることを目的とした「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化
事業」が実施されている。当該事業について、こども家庭庁は、地方公共団体に対し、
チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報
共有システムの構築など、IT機器等の活用をはじめとした相談機能強化を図ることを求
めている。

また、こども家庭庁は、「ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）」
として、ひとり親家庭等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相
談対応を行った場合に追加的に要する費用の補助や、相談関係職員の資質向上のための
研修会の開催や研修受講支援等を行うといった支援をすることで、相談支援体制の質・
量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化するといった取組を実施している。

ひとり親家庭等からの相談対応の根幹を担う母子・父子自立支援員は、母子及び父子
並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条に基づき、次の業務を行うものとさ
れており、こども家庭庁では、毎年度、全国の母子・父子自立支援員を対象とした研修を
実施している⁴⁰⁾。

- ① 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その
自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- ② 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及
び求職活動に関する支援を行うこと。

³⁷⁾ 資料4-(1)-①参照

³⁸⁾ 資料4-(1)-②参照

³⁹⁾ ワンストップとは、一般的に、一つの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のことであり、「行政手
続のワンストップ化」とは、複数の部署や機関にまたがる手続を、一つの窓口で完結できるようにすることを
指す。

⁴⁰⁾ 令和7年度の開催状況は<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/guide/d0313286> 参照

【調査結果】

(IT 機器等を活用した相談体制・窓口の整備)

調査対象 28 市区町村におけるチャットボットの整備状況を調査した結果、当該市区町村における行政全般のチャットボットの中に、ひとり親家庭等への一般的な支援策の情報が搭載されていた事例は 15 市区町村あったものの、ひとり親家庭等への支援に特化したチャットボットを整備している市区町村はみられなかった。この点、国でも、ひとり親家庭等への支援に特化したチャットボットは整備されていないところではあるが、ひとり親家庭等がいつでも支援情報を探することができるツールとして、こども家庭庁のプラットフォームがある。プラットフォームでは、ひとり親家庭等が求める支援情報をカテゴリ別（「せいかつ」、「しごと」等）に整理しており、最後に自分が居住する市区町村を選択することで、その市区町村における相談窓口や支援情報にたどり着ける作りとなっており、プラットフォームを利用することで、ひとり親家庭等がワンストップで必要な支援にたどり着くことができ、一定の効果が期待される。

次に、調査対象 28 市区町村中、ひとり親家庭等の就労時間外の相談ニーズに対応できるように工夫している事例を調査した結果、通常の開庁時間に加えて、土日・夜間にもひとり親家庭等からの相談に対応できる体制を構築している事例が 7 市区町村みられたほか、次の表 4-(1)-①のとおり、オンライン相談を実施している市区町村もみられた。なお、今回の調査対象都道府県ではないが、当該都道府県内の調査対象市区町村への調査において、都道府県が広域で、当該都道府県内に居住するひとり親家庭等向けにオンライン相談を実施している事例も複数みられた。

表 4-(1)-① 相談対応で工夫している市区町村の事例

No.	事例の内容
1	一般的な電話対応では個人を特定することが困難であるが、別途、オンライン通話回線を開設し、事前に入力してもらう個人情報と当日画面に映る顔を確認して個人を特定した上で、相談に対応。オンライン相談のメリットは、相談者の表情を確認しながら相談を進められることである。また、インターネット上の情報を画面共有し、インターネット上のシステム操作の説明も可能なため、対面に近い形での相談ができることである。このオンライン相談は、通常の開庁時間に加え、毎月第 3 土曜日も開設されている。【江戸川区】 ⁴¹
2	ひとり親家庭等を対象に、LINE を使った就職・転職支援を実施。チャット、電話、ビデオ通話で相談でき、来所の必要がないため利用しやすく、働きながらも隙間時間で仕事を探すことができる。相談時間は、朝 6 時から深夜 1 時までの 1 時間（予約制）で、平日のほか、土曜日、日曜日、祝日も相談可能である。【堺市】 ⁴²

⁴¹ 江戸川区・ひとり親相談室すずらん

⁴² 堺市・「ひとり親×仕事」サポート LINE

3	休日・夜間に電話・LINE でひとり親家庭等の相談・支援を行う窓口を開設。経緯としては、コロナ禍の影響もあり、困った時に頼れる相手がいない、行政の窓口に行きたくても行けず土日に手続きしたい、制度や手続きが難しく分からないため手続きを手伝ってほしいとの声や、支援団体等から、ひとり親家庭等の孤立を防ぐ積極的な相談・支援、土日夜間・オンラインでの相談が必要との意見があり、ひとり親家庭等の孤立と困難を防ぐために、ひとり親家庭等に寄り添いながら行政や必要な支援につなげるサポートが必要と判断し開始した。【岡山市】⁴³
---	---

(注) 当省の調査結果による。

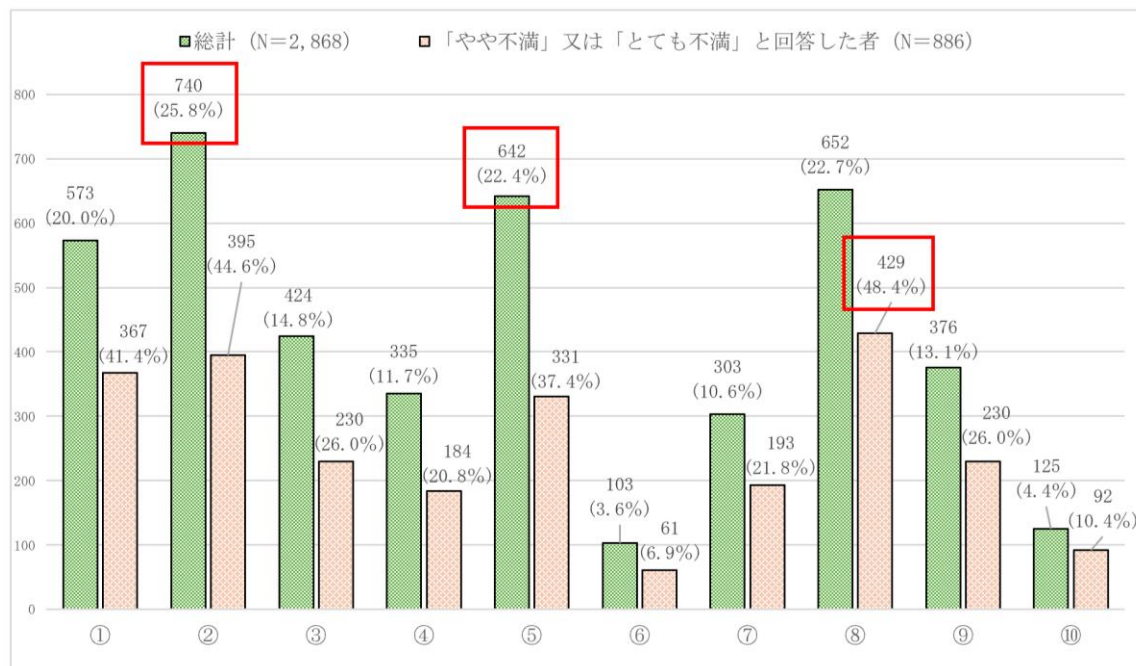
ひとり親家庭等アンケートにおいて、居住する市区町村における相談対応のどのようなところを改善した方が良いと思うか聞いた結果、次の図4-(1)-①のとおり、「②土日や夜間でも相談できるようにしてほしい」や「⑤メールやチャット（LINE など）で時間を気にせず対応できるようにしてほしい」といった、いつでも時間を気にせず相談したいという回答が多いほか、「⑧適切な相談員（相談者と同性的人や、ひとり親支援に詳しい人など）を配置してほしい」、「①自分のニーズに合った具体的な提案をしてほしい」という相談員の質の向上に関する回答が多かった。

また、ひとり親家庭等アンケートにおける相談対応に対する満足度で「③やや不満である」又は「④とても不満である」と回答した、現在の相談対応に不満を抱えるひとり親家庭等に限定してみると、次の図4-(1)-①のとおり、「⑧適切な相談員（相談者と同性的人や、ひとり親支援に詳しい人など）を配置してほしい」と回答した者が最も多かった。

⁴³ 岡山市・さえざりホットライン

図 4-(1)-① 市区町村の相談対応に係るひとり親家庭等からの改善意見

(単位：人(％))



- ①自分のニーズに合った具体的な提案をしてほしい
- ②土日や夜間でも相談できるようにしてほしい
- ③相談しやすい場所（家や駅の近くなど）に相談窓口を開設してほしい
- ④電話やオンライン通話でも相談できるようにしてほしい
- ⑤メールやチャット（LINE など）で時間を気にせず対応できるようにしてほしい
- ⑥相談している間にこどもを預かってほしい
- ⑦プライバシーに配慮した相談場所（別室を用意する、パーティションで仕切るなど）を整備してほしい
- ⑧適切な相談員（相談者と同性の人や、ひとり親支援に詳しい人など）を配置してほしい
- ⑨市区町村の職員だけでなく、ハローワークや税務署、弁護士などとも連携して相談できるようにしてほしい
- ⑩その他

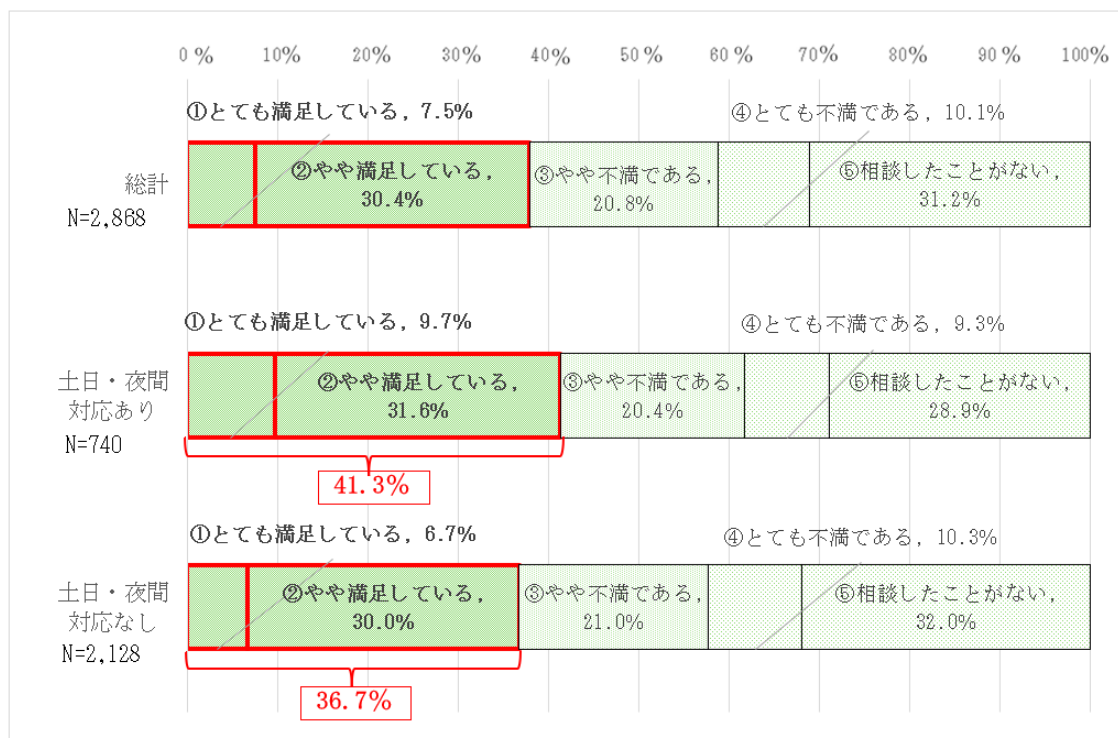
(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可
2 複数選択可の設定であるため、図中の割合は、合計が 100 にならない。

この点、上述のとおり、調査対象 28 市区町村中、土日・夜間でも対応している市区町村が 7 市区町村みられ、ひとり親家庭等アンケートにおける市区町村の相談対応に対する満足度は、次の図 4-(1)-②のとおり、土日・夜間でも相談対応を実施している市区町村において 41.3%となっており、実施していない市区町村の 36.7%に比べて高くなっていた⁴⁴。

⁴⁴ この差について、2つの集団の比率（割合）に差があるかを調べる統計的検定（z 検定）を行ったところ、p 値（片側）は、0.050 となった。ここでいう「p 値（片側）」とは、「土日・夜間でも相談対応を実施している

図 4-(1)-② 相談対応に対する満足度（土日・夜間でも対応しているか否か別）

（単位：％）



（注） 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。

2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないことがある。

一方、ひとり親家庭等インタビューにおいて、土日・夜間の窓口が開設されている市区町村に居住するひとり親家庭等から、「土日・夜間に窓口が開設されていることを知らなかった。」といった意見も聴かれており、土日・夜間にも対応していることが十分に認知されていない状況がうかがわれた。

（母子・父子自立支援員を含む相談員の質の向上）

調査対象 28 市区町村における相談員の配置状況を調査した結果、いずれの市区町村においても、その市区町村の規模に応じて、母子・父子自立支援員をはじめとする相談員が複数人配置されており、その経験年数は、1 年未満の者から 20 年以上にわたる者まで様々であった。また、その保有資格も、社会福祉士、保育士、教員など様々であった。

ひとり親家庭等アンケートでは、先の図 4-(1)-①のとおり、「⑧適切な相談員（相談者と同性の人や、ひとり親支援に詳しい人など）を配置してほしい」と回答したひとり親家庭等は、「②土日や夜間でも相談できるようにしてほしい」に次いで多く、また、ひと

市区町村と実施していない市区町村という 2 つの集団の間に差がないと仮定したときに、実施している市区町村の満足度が、偶然、本文中に記載した差以上に実施していない市区町村を上回る確率」を表す。これが小さいほど本文中に記載した差が偶然とは言い切れず、結果として、2 つの集団の間に差がある（実施している市区町村の方が満足度は高い）と判断できる。

り親家庭等アンケートにおいて、現在の相談対応に不満を抱えるひとり親家庭等に限定してみると、上記⑧の回答は、最も多く改善点として挙げられた選択肢であり、相談員の質の向上が求められている状況がうかがわれる。

さらに、ひとり親家庭等インタビューでも、次の表4-(1)-②のとおり、相談員の質の向上を求める意見が聴かれた。

表4-(1)-② 相談員の質の向上を求めるひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	ひとり親支援部門の窓口に行き、利用できる制度を全て教えてくださいと言ったのに、駐輪場や水道料金の減免など「要件を満たせば受けられる制度」については説明が抜けていた。制度ごとに担当部署が分かれていて、様々な部署をまわらなければいけないので、ワンストップで全ての情報を網羅して説明してもらえると有り難い。
2	ひとり親になった当時は、何がこれから大変になるのかなど分からないことが多かったため、「ひとり親になるとこういうものがもらえます」、「こういう人はこのような制度を使っています」などの例示を用いた説明のように、自由に何でも言ってくださいという形ではなく、行政側から提案してもらえると有り難い。
3	窓口でいろいろ教えてもらう方がいいが、制度の詳細を把握していない相談員は不安であるため、きちんと詳しく教えてもらえる窓口を案内してほしい。
4	役所の対応にいろいろと振りまわされたので、あまり信用していない。必要な手続きだけして終わったが、後から母子家庭の友人に聞いたところ、スキルアップの学校に行けることを知り、そのような話は全然聞いていないということもあった。こどもがいると書類を読む時間もないので、役所に行ったときにきちんと説明をしてほしい。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

この点、ひとり親家庭等からの相談対応の根幹を担う母子・父子自立支援員の資質を向上させるべく、独自に研修を実施している市区町村もみられたほか、国としても、こども家庭庁が全国の母子・父子自立支援員を対象に研修を開催している。当該研修については、今回の調査対象市区町村から、開催時期や参加対象者、開催方法に対する意見・要望も聴かれたところではあるが、こども家庭庁では、研修開催後に参加者に対してアンケートを実施し、その内容を踏まえて、その開催の在り方については随時見直しを図っている。また、令和7年度には「ひとり親家庭支援における相談支援従事者の人材養成研修に関する調査研究」を実施し、母子・父子自立支援員等が必要な知識や技術を身につけ、資質向上を図ることができるよう、経験等に応じた階層別の研修カリキュラムを作成し、支援の質の向上を図るべく検討が進められている。

【まとめ】

今回の調査では、ワンストップ相談窓口、土日・夜間対応といったひとり親家庭等の相談ニーズに対応すべく、行政全般を対象とするチャットボットの中でひとり親家庭等に関する一般的な支援情報を提供している市区町村はみられたものの、ひとり親家庭等の

支援に特化したチャットボットを整備している市区町村はみられなかった。一方、こども家庭庁では、ひとり親家庭等がいつでも支援策を探ることができるプラットフォームを整備しており、プラットフォームを利用することで、ひとり親家庭等からの相談対応ニーズに対する一定の効果が期待されるところ、上述 3 (1) のとおり、プラットフォームの掲載内容の一層の充実や周知が必要であると考えられる。

また、プラットフォームの整備に加え、土日・夜間対応を実施している市区町村では相談対応への満足度が相対的に高いという点も踏まえ、既に土日・夜間対応やオンライン相談を実施している市区町村の事例も参考にしつつ、ひとり親家庭等からの相談対応ニーズに対応できるよう、市区町村において工夫する必要があると考えられる。その際には、土日・夜間対応等を実施していることを知らなかったというひとり親家庭等の意見も聴かれたことを踏まえ、そうした工夫した相談対応を実施していること自体の周知にも努める必要がある。

このほか、ひとり親家庭等アンケートでは、現在の相談対応に不満を抱えるひとり親家庭等が、適切な相談員の育成・配置を最も多く改善点として挙げており、その改善に向けた取組が必要であると考えられる。この点、こども家庭庁では、相談対応の根幹を担う母子・父子自立支援員向けに研修を実施し、資質の向上に努めており、当該研修については、参加者の声を聴いて随時、実施方法の見直しが図られているほか、研修内容の見直しに資するべく調査研究も進められており、こうした取組の一層の推進が求められる。

【所見】

こども家庭庁は、ひとり親家庭等が相談しやすい環境を整備する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 相談体制について、ひとり親家庭等からのニーズが高いワンストップ相談窓口の開設や土日・夜間対応といった工夫事例の提供や、関連する補助事業の活用促進などにより、地方公共団体を支援すること。
- ② こども家庭庁が実施する母子・父子自立支援員向け研修について、相談員の質の向上を図るため、その内容を一層充実させること。

(2) 児童扶養手当手続きを活用した相談対応状況

【制度の概要】

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与する主要な経済的支援として昭和36年に創設されており、令和7年9月の受給者数（全部支給者と一部支給者の合計）は全国で約79万人と、ひとり親家庭等（「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」で約134万世帯）の6割程度が受給していると試算できる。

（現況届）

児童扶養手当を継続して受給するためには、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に基づき、毎年8月に、受給者の所得や家族構成、養育状況等を報告する現況届⁴⁵を居住する市区町村に提出する必要がある。提出しなかった場合には、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第22条の規定に基づき、手当の支給を受ける権利が、2年を経過した時から消滅する。現況届においては、就労収入や、元配偶者からの養育費の受給状況を申告させ、それらの金額を踏まえて児童扶養手当の支給額が決定されるため、その世帯に内縁関係の養育者がいないかなど、不正受給が発生しないように個別に状況を確認する必要がある。この点、法令にその確認方法に関する規定はないが、適正な受給を確保する観点から直接資料を渡しながらか資格喪失要件を周知できるなどの利点があるため、厚生労働省⁴⁶は、「児童扶養手当の現況届等について」（平成28年6月16日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知。以下「平成28年通知」という。）により、現況届の提出期間をひとり親家庭等への集中相談期間として設定し、ひとり親家庭等への支援の充実を図るために、現況届について、特段の事情⁴⁷がない限り対面による手続きを徹底することとし、子育て・生活、就業、養育費の確保等ひとり親家庭等の抱える様々な課題をまとめて相談できる体制を構築して継続的にひとり親家庭等をフォローしていくことを都道府県等に求めてきた。

（行政相談をきっかけとした実施方法の見直し）

当省は、特に全部支給停止者⁴⁸については不正受給の問題は生じることがないことから、現況届を郵送でも提出できるようにしてほしいという行政相談をきっかけに、平成29年2月、厚生労働省に対し、平成28年通知の見直しを行うようあつせん⁴⁹した。これを受け、厚生労働省は、同年4月、平成28年通知を改正し、「全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対

⁴⁵ 資料4-(2)-①参照

⁴⁶ こども家庭庁の設置に伴い、令和5年度からは同庁に児童扶養手当に係る事務が移管されている。

⁴⁷ 特段の事情とは、受給者の傷病等や居住地が離島であることなどにより来庁することが著しく困難な場合を指す。

⁴⁸ 現況届の手続きをするものの、所得制限等の理由により支給額がゼロとなる者

⁴⁹ 「児童扶養手当の現況届の提出の見直し（あつせん）」（平成29年2月10日付け総評相第8号総務省行政評価局長通知）（https://www.soumu.go.jp/main_content/000464655.pdf）

面によらない手続きを行っても差し支えありません。」としている⁵⁰。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、対面による円滑な手続きが困難な状況となったことから、厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について（その２）」（令和２年６月１９日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）⁵¹において、児童扶養手当の現況届については、当該地域における感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方公共団体における組織的判断の下、柔軟な対応を行うことは差し支えない旨を周知している。

最新の運用としては、令和６年１月に平成２８年通知を改正⁵²し、現況届については、地方公共団体の判断により、郵送やオンラインによる手続きを行うこととしても差し支えないが、その場合であっても、現況届の時期等を集中相談期間として設定している趣旨を踏まえ、必要に応じた電話確認や面談の強化等により、支援が十分に行われるよう留意するよう通知するとともに、同年３月、マイナポータルを利用した児童扶養手当の手続きについて周知している。

マイナポータルを利用した児童扶養手当の手続きについては、デジタル庁が推進する行政手続きのオンライン化において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」の中に掲げられており、その整備状況⁵³としては、多くの地方公共団体において、オンライン手続きが可能となっている。

（児童扶養手当と公的年金併給時の同意・承諾書）

児童扶養手当に係る手続きの中には、法令等に特に明記されたものではないが、「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いについて」（平成２６年１０月１７日付け雇児福発１０１７第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いに係る事務処理要領⁵⁴」により、年金と児童扶養手当の併給時において、物価スライド等によって年金の支給額が変動した際に、地方公共団体が職権に基づいて児童扶養手当額の改定を行う場合には、その改定年度ごとに、事前に受給者に対してその同意を求め承諾を得る必要があるという運用となっている。

【調査結果】

（現況届の対面での提出）

調査対象 28 市区町村における児童扶養手当の現況届の提出方法を調査した結果、25 市区町村が対面以外の提出を認めている一方で、３市区町村では、全部支給停止者を含む

⁵⁰ 「児童扶養手当の現況届等について」（平成 29 年 4 月 28 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知）

⁵¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000642020.pdf>

⁵² 「「児童扶養手当の現況届等について」の一部改正について」（令和 6 年 1 月 17 日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）（https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r04/tb_r4fu_98cfa_009.pdf）

⁵³ 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査（https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1e530a8-428b-4cb1-918b-fbc91c2e9493/74084f06/20260220_policies_administrative_procedures_online_01.xlsx）

⁵⁴ 資料 4-(2)-②参照

全ての受給者に対して対面での提出を求めている。

対面以外の提出を認めている 25 市区町村における実施方法については、全部支給停止者など一部の受給者のみ郵送等での提出を認めている市区町村や、特段の制限を設けずに全ての受給者に対して郵送等での提出を認めている市区町村のほか、原則として全ての受給者に郵送での提出を求めている市区町村や、郵送による提出は認めておらず、対面又は電子申請で提出することとしている市区町村など、市区町村によってその方法は様々な状況であった。中には、地方厚生局の監査において、対面での受付が望ましいとされたことを受け、郵送での提出が可能であるにもかかわらず、現況届の案内文書には郵送も可能であることを明記せず、実態としては、対面での受理件数がほとんどを占めている市区町村もみられた。

全部支給停止者を含む全ての受給者に対して対面での提出を求めている 3 市区町村からは、次の表 4-(2)-①のような理由が聴かれた。

表 4-(2)-① 全部支給停止者を含む全受給者に対して対面での提出を求めている市区町村の理由

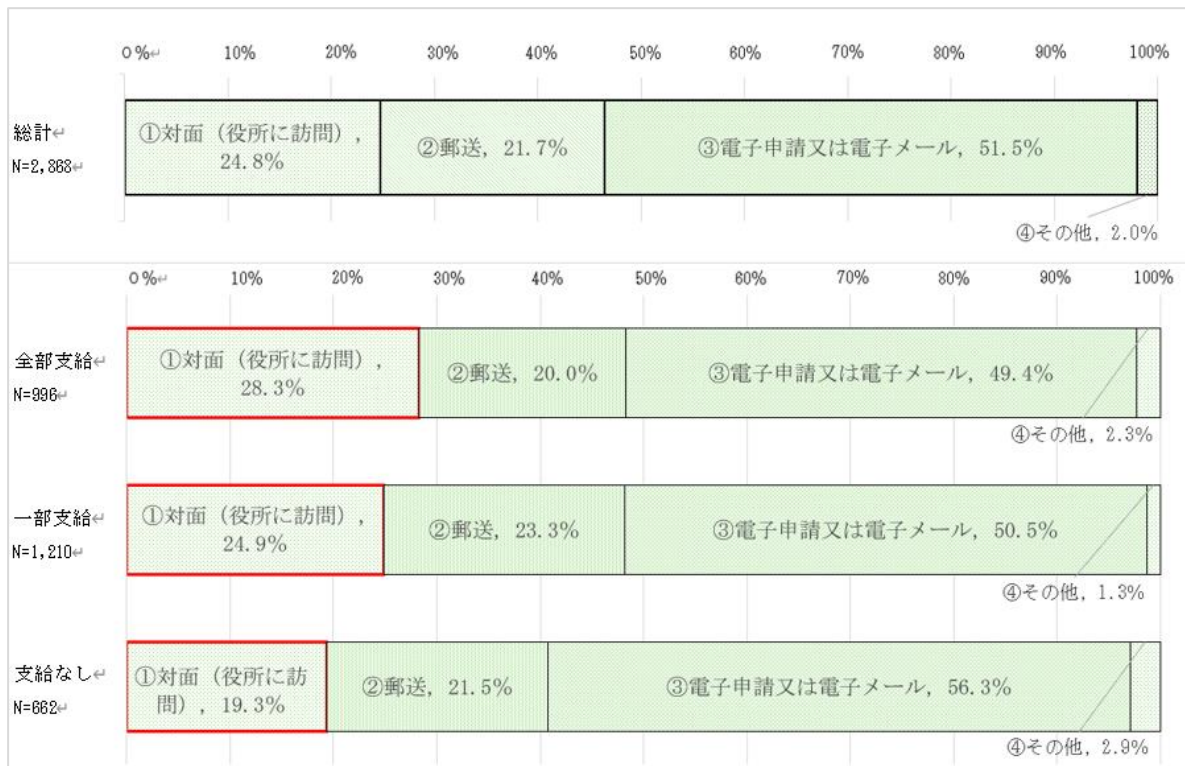
No.	理由の内容
1	聞き取りをしながら現況届の様式に記載を求めており、その過程で生じた気付きから困りごとを引き出し、必要な支援につなげたいため。
2	事実婚の有無等の受給資格要件の確認や支援制度の案内は、対面以外の方法では困難であるため、全て対面での提出を求めている。
3	現状、現況届を正確に記載できないひとり親家庭等が多く、郵送による提出の場合、書類に不備がある際のやり取り等事務負担が増大するため、対面が最も望ましい。

(注) 当省の調査結果による。

この点、ひとり親家庭等アンケートから、希望する現況届の提出方法を児童扶養手当の受給状況別に分析したところ、次の図 4-(2)-①のとおり、全部支給停止者は、全部支給者や一部支給者に比べて、対面での提出を希望する者が相対的に少なかった。

図 4-(2)-① 希望する現況届の提出方法（児童扶養手当の受給状況別）

（単位：％）



（注）ひとり親家庭等アンケート結果による。

さらに、ひとり親家庭等インタビューでは、次の表 4-(2)-②のとおり、対面での提出が受給者の負担となっており、地方公共団体における対応とひとり親家庭等の希望との間にギャップが生じている状況がうかがえた。

表 4-(2)-② 現況届の対面での提出に対するひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	役所に行くのは手間であり、提出時も、こちらから特に相談することはなく、また職員からも単なる確認事項以上のことを問われなかったため、特にメリットを感じず、これなら対面でなくて良いと思った。
2	対面は、提出可能な日時が限定されて、窓口が混雑しているため、できれば時間を気にせず提出したい。また、対面での提出にメリットは感じておらず、毎年同じことの繰り返しであり、今年も書類を見せただけで終わり、特に相談もしないため、わざわざ窓口に行く必要性を感じない。
3	私は全部支給停止者であるが、状況も大きく変わっていないため、昨年度の内容を書き写し、今年度の現況届の面談は5分程度で淡々と終了した。昨年とあまり変わらないという場合は対面でなくて良いと思う。
4	私は児童扶養手当の面談の時に相談したいと思わないため、対面はデメリットが多い。人に会うと、児童扶養手当の申請だと分かってしまう。また、職場からなぜ休むのかと思われる。役所の職員は手続だけ行っており、最後に困りごとや相談があるか

	といったことは聴かれたことはない。
5	役所は平日しか開いていないため、対面で提出するためには仕事を休む必要があり、負担である。情報を必要としている者であれば、現況届の提出時に役所の窓口で相談したいこともあるだろうが、私のように自分で情報を集めていて特に相談によって情報を得る必要のない場合は、対面での提出にこだわる必要はないと思う。
6	限られた提出期間中に役所に出向いて提出するのは負担が大きい。手続の際に、周りに人がいる窓口で、踏み込んだことを大きな声で聞かれることも負担に感じる。手続は、負担が少ないに越したことはなく、昨年とあまり状況が変わらないため、電子申請で「昨年と状況に変化なし」といった項目を選択するのみで終われば、負担が少なく有り難い。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

また、国は、毎年8月の現況届の時期を集中相談期間として設定しているが、市区町村からは、次の表4-(2)-③のとおり、この時期は、提出された申請を処理することで精一杯で相談対応を強化することは困難といった意見も聴かれており、対面で現況届が提出されるからといって、必ずしも支援につなげられていない実態もみられた。

表4-(2)-③ 8月の集中相談期間に対する市区町村の意見

No.	意見の内容
1	全て対面で実施していた時代には、炎天下の中、小さい子を連れたひとり親が日陰を探しながら待ち続けていたこともあったと聞いており、そこまでして対面での実施にこだわる必要がないと考えている。対面で聞き取るには、相当なスキルが必要となり、対面の機会を増やすということはそれに対応できる職員を増やす必要があるが、それは現実的には難しいのではないかと。
2	現況届時の対応は受給資格等の審査が中心になるため、現況届を対面で提出してもらった際にはそれほど相談に応じるゆとりがない。
3	現況届の手続は、ひとり親家庭等から困りごとを把握することができる機会であるため、対面により対応しているが、待たせることがないよう現場をまわすことで精一杯で、職員側に困りごとを聞く余裕がないこと等により、基本的にひとり親家庭等からの申出によらざるを得ず、どのような方法で把握すれば良いか悩ましい。
4	担当外の職員も動員して対応に当たっているが、ひとり親家庭等を待たせずにいかにまわすかで職員の心の余裕がない中、最後に困りごとはないか一言添えて確認するが、ひとり親家庭等は、仕事を休むか休憩時間に昼食を削って15分だけ時間を確保して来所しているためか、「特になし」として、すぐに帰ってしまうことが多い。相談の申出があっても、担当課につなぐことしかできない現状において、現況届の受付対応の中で相談を受ける体制を確保することは困難。また、ひとり親家庭等も時間がない中で来所し、困りごとを話すことなく退出することが多く、相談支援はお互いが時間の余裕を確保した上で行うべきである。

5	困りごとを話す良いタイミングではあると思うが、困りごとがあるか聞いても、実際に相談する者は少ないため、相談を受ける体制を強化することは考えていない。
6	現況届の受付で忙しくて相談対応まで十分に手がまわっていないのが現状。
7	相談について押売は難しいと考えており、自然な流れで他に相談事がないか聞くことはしているが、それ以上の深掘りはしていない。全て対面で実施していた頃は、毎年8月に他部局の職員に応援を依頼していたが、対面が困難となったコロナ禍を経て、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた令和5年度以降は、郵送での提出を推奨しており、他部局に応援を依頼する必要はなくなった。

(注) 当省の調査結果による。

このように、i) 地方公共団体の取組状況とひとり親家庭等の受け止め方の間に生じるギャップや、ii) 申請が集中した場合、ひとり親から困りごとを聞き出しにくいといった問題点を解消するためには、現況届を郵送や電子申請で対応していても支援が十分に行き届くように工夫している市区町村の先進事例を示すことが有効であると考えられる。この点、調査対象 28 市区町村のうち、現況届の郵送又は電子申請を認めている 25 市区町村における困りごと等の把握状況を調査したところ、次の表 4-(2)-④のとおり、対面での手続が発生する新規申請時に支援につなげられるよう工夫している市区町村や、現況届等を発送する封筒の中に悩みごとや困りごとの有無を確認する調査票等を同封して提出してもらうように工夫している市区町村もみられた。ひとり親家庭等インタビューでは、現況届の対面での提出時に困りごとはないかと聴かれてもその場ではすぐに思いつかないというひとり親家庭等も多く、時間的に考える余裕のある、郵送等のやり取りで困りごとを把握するということには一定の効果があるのではないかと考えられる。

表 4-(2)-④ 現況届の提出以外の方法で困りごとを把握する工夫事例

区分	事例の内容
新規申請時に困りごとを把握する工夫	現況届は郵送又は電子での提出を可能としている。来庁させることは、なかなか時間が確保できないひとり親家庭等に負担を強いることになり、また、不正受給を防止するための事実婚等の確認は、対面で面談を実施したとしても、確認できることには限界があり、申請内容に誤りがないという申告書を提出させることで対応している。 一方、新規申請者はもれなく全員、対面での手続後、ひとり親相談支援につなげており、相談時期として一定時期に集中するというよりも、年間を通じていつでも相談できる体制があることを新規申請時に周知している。その結果、母子・父子自立支援プログラム等の利用実績が増加した。 【江戸川区】
	児童扶養手当の新規申請時の認定請求書について、国の様式に、申請者本人に関する情報を関係機関に提供することについての同意を追加しており、この同意に基づいて、支援策やイベント等の情報をひとり親家庭等に対してプッシュ型で提供している。また、国の様式とは別に、独自の「調

	査票」を作成しており、ひとり親家庭等の収入、家賃、養育費の受給の有無、子育てのサポートをしてくれる方の有無など、ひとり親家庭等の困りごとが把握できる項目について記載してもらえそうな様式にしている。 【八王子市】
郵送(書面)で困りごとを把握する工夫	児童扶養手当に類する東京都独自の経済的支援制度である児童育成手当の審査結果通知にアンケートを同封し、「支援情報や困りごとについて個別相談を希望する」と回答したひとり親にアプローチした。【足立区】

(注) 当省の調査結果による。

(現況届の電子申請)

調査対象 28 市区町村中、令和 6 年度の現況届が電子申請で提出されていた市区町村はわずか 3 市区町村にとどまっていた。

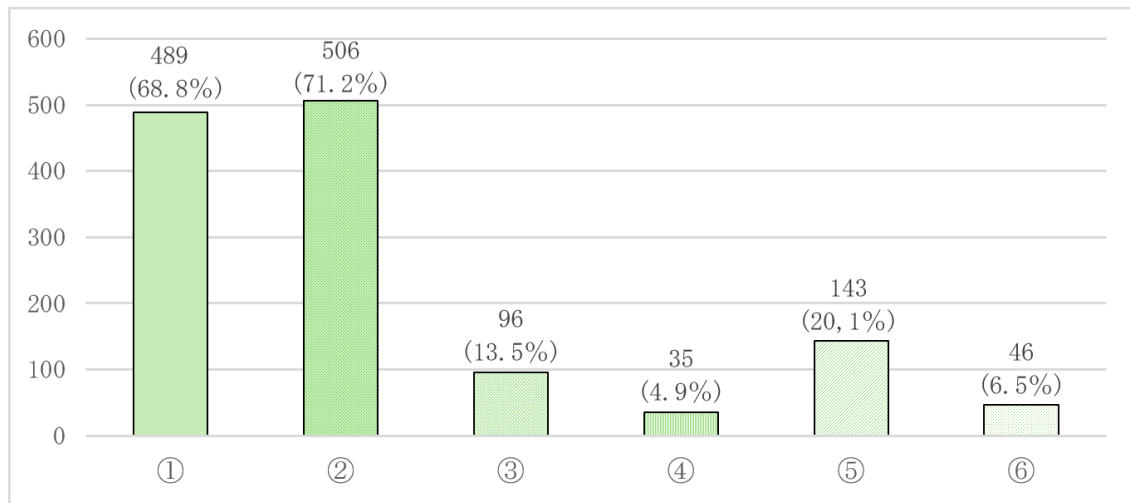
一方、ひとり親家庭等アンケートで最も希望が多かった提出方法は、先の図 4-(2)-①のとおり、「③電子申請又は電子メール」であり、半数以上の回答者が電子申請を希望していた。

ひとり親家庭等アンケートにおいて、「①役所に訪問して対面で提出」を希望すると回答したひとり親家庭等に、その理由を聞いたところ、次の図 4-(2)-②のとおり、「①書類の書き方や提出すべき書類が分からず、対面で相談しながら記載・提出したいから」、「②書類の修正や再提出をしたくない(1 回の手続で終わらせたい) から」といった手続面の理由を挙げる者が多く、「⑤現況届の手続と併せて、日常生活への支援などさまざまな相談をしたいから」という理由を挙げる者は少なかった。

図 4-(2)-② 「役所に訪問して対面で提出」を希望するひとり親家庭等の希望理由

N=711

(単位：人(％))



- ①書類の書き方や提出すべき書類が分からず、対面で相談しながら記載・提出したいから
 ②書類の修正や再提出をしたくない（1回の手続で終わらせたい）から
 ③郵送や電子申請・電子メールで個人情報を送ることが嫌・不安だから
 ④郵送や電子申請・電子メールで提出することが面倒だから
 ⑤現況届の手続と併せて、日常生活への支援などさまざまな相談をしたいから
 ⑥その他

(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可

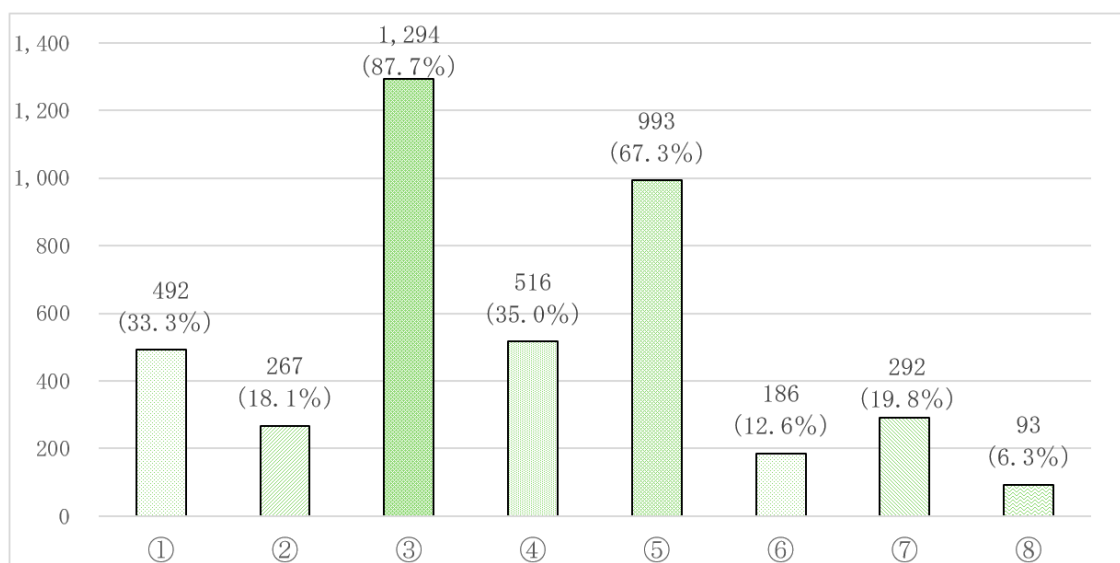
2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が100にならない。

同様に、「③電子申請又は電子メール」を希望すると回答したひとり親家庭等の希望理由をみると、次の図4-(2)-③のとおり、「③自分の都合に合わせて、時間を気にせずにつつでも提出できるから」、「⑤役所に行くことが負担だから」という回答が多く、主に、手続に当たっての時間的拘束が少ない点を挙げる者が多かった。

図 4-(2)-③ 「電子申請又は電子メール」を希望するひとり親家庭等の希望理由

N=1,476

(単位：人(％))



- ①これまでと収入や生活状況に変化がなく、対面で提出する必要がないと思うから
 ②書き方や提出書類に不明なところがなく、対面で提出する必要がないと思うから
 ③自分の都合に合わせて、時間を気にせずいつでも提出できるから
 ④こどもの面倒をみながらでも提出できるから
 ⑤役所に行くことが負担だから
 ⑥対面で個人的な生活状況を質問されることがないから
 ⑦手続きをしているところを、周囲に見られなくて済むから
 ⑧その他

(注) 1 ひとり親家庭等アンケート結果による。複数選択可

2 複数選択可の設問であるため、図中の割合は、合計が 100 にならない。

また、ひとり親家庭等インタビューでも、次の表 4-(2)-⑤とおおり、電子申請を希望する意見が聴かれた。

表 4-(2)-⑤ 現況届の電子申請に対するひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	申請内容が専門用語ばかりで非常に難しいため、申請書を窓口を持参し説明を受けながらその場で書いているが、働いて家事育児をして疲れており、もう少し分かりやすい内容にして、自宅から電子申請ができるようにしてほしい。
2	現況届はこれまで対面で提出してきたが、自分の都合に合わせて、時間を気にせずいつでも提出できるため、できれば今後は電子申請が望ましい。一方、現況届の記載方法が難しいため、毎回、申請書類を担当窓口を持参して、全て教えてもらいながら記入しており、現状の現況届の様式のままでは、自分一人で提出するのは難しいかもしれない。

3	毎年書く内容は同じなので、電子申請ができるのであればその方が楽だと思う。説明を受けながら書いているが、説明がないと書けないものでもない。
---	--

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

このように、ひとり親家庭等側は電子申請を希望し、国としても、令和6年3月の通知で、マイナポータルによる申請を受け付けても差し支えないと市区町村に通知しているが、市区町村からは、次の表4-(2)-⑥のとおり、電子申請で提出されるとかえって手間が発生するとして電子申請を拡大させるインセンティブが市区町村側に生じていない状況があり、電子申請を導入することをためらっている市区町村がみられた。

表4-(2)-⑥ 現況届の電子申請に対する市区町村からの意見

区分	意見の内容
i) 電子申請で提出されるとかえって手間が発生する	マイナポータルによる申請が提出されてくると、その内容をそのまま取り込めないのが現状で、電子申請で提出された帳票を印刷してからその内容を職員が入力し直しているため、郵送での提出よりも電子申請の方が印刷等の手間がかかり、職員側の使い勝手が良くないのが実情である。 電子申請で提出されると、データを取り込めないなどにより、審査・入力時に印刷及び既存のシステムへの入力作業が生じるなど、二度手間になっており、職員の負担はかえって増加する。
ii) 電子申請の導入に当たっては入力欄の精査が必要である	現況届の様式を電子化することで、書面での提出では不要だった氏名や住所、所得等の情報を改めて当該様式に細かく入力する必要があるため、かえって確認作業が増える懸念がある。 マイナポータルは、児童扶養手当の現況届の様式の設問をそのまま電子フォームにしたような内容となっており、担当職員でも間違えるような難易度であり実用的ではないため、現況届を電子化したいが実行できずにいる。 マイナポータルによる申請が非常に難解であり必ず間違えるので、対面で申請した方が早く手続が終わるため、電子申請を導入する予定はない。 マイナポータルによる現況届の申請については、個人で所得や控除の欄を入力することが難しく、利用者がいるのか疑問である。また、現況届に添付する資料は、別途提出することになるので、電子申請の利便性はあまりないのではないか。 現況届の電子申請は予想を超えるニーズがあるものの、特に年金欄は、遺族年金や障害年金など欄が分かれているほか、加算の有無など、申請者が感じる様式の難しさを改善しなければ、一般の受給者が正確に記入することは難しく電子申請の更なる進展は困難ではないか。
iii) 困りごとを把握する機	現況届の提出は、窓口に来た方や郵送でチラシを見た方を相談支援につなげる契機や、生活上の困りごとを把握する機会としての機能も有しており、そうした機能を担保した上で電子申請を導入する必要があると考えている

会の担保が必要	が、どのようにしてそのような担保ができるか検討ができていないため、令和7年度については電子申請の導入を見送った。
iv) その他	現況届については、オンラインによる届出の検討が必要だと感じている。他方、課にタブレット端末が1台しかないためオンラインによる届出に対応するには厳しく、タブレット端末の支給に補助があったとしても、それに係る手続も業務の負担になるため、やはりちゅうちょする。

(注) 当省の調査結果による。

この点、i) 電子申請で提出されるとかえって手間が発生するといった市区町村からの意見については、国のマイナポータルでは、申請されたデータはPDFやXML、CSV等の自動処理に適した形式のファイルでの出力が可能であり、市区町村側の児童扶養手当のシステムでそれらを取り込むことができれば業務負担の軽減につながると考えられる。また、市区町村の児童扶養手当のシステムは、現在、市区町村ごとに区々となっており、それらを標準化すべく作業が進められており、標準化された児童扶養手当のシステムであれば、マイナポータルの申請データを、申請管理機能を用いて取得することが可能となることが想定されており、将来的に標準化された児童扶養手当のシステムが全国の市区町村に拡大すれば、マイナポータルで提出されたデータを児童扶養手当システムに取り込めるようになることが見込まれる。

一方、ii) 現行のマイナポータルのままでは電子申請の導入は困難であるといった市区町村からの意見を踏まえての入力欄の精査や、iii) 困りごとを把握する機会の担保が必要といった市区町村からの意見に対する困りごとを把握する欄の追加といった検討については、現在、政府全体として、次期オンライン申請サービスとして、児童扶養手当を含む様々な行政手続について、各地方公共団体で保有している税情報等が自動で入力されるようなプレフィル機能の導入などが検討されており、そうした政府全体の動向も踏まえる必要があると考えられる。

調査対象 28 市区町村の中には、次の表 4-(2)-⑦のとおり、電子申請を積極的に導入している事例もみられた。

表 4-(2)-⑦ 現況届の電子申請を積極的に導入している事例

事例の内容
当市では、現況届の案内において、対面による提出が必要な者と、電子申請による提出が可能な者に分け、後者には、電子申請方法を記載した案内書を併せて送付している。 電子申請による提出が可能となる要件は、全部支給、一部支給等審査結果にかかわらず、i) 前年度も現況届を提出しており、前年度から内容に変更がないこと、ii) 住民税の申告をしており住民税情報が確認できること及びiii) 児童扶養手当の認定にかかる追加提出書類（別居監護申立書等）が不要であることである。 また、電子申請の入力項目は、前年度から内容に変更がない者が入力する最低限のものとしており、ii) で確認した税情報も税部門からひとり親支援部門に役所内で共有するこ

とについての本人同意を得ているため、ひとり親側は入力不要である。

このほか、国からの事務連絡で、電子申請導入に当たっては8月が集中相談期間とされている趣旨を踏まえることとされており、入力フォームには、面談による相談希望の有無を尋ねる項目を設けている。

当市の児童扶養手当システムは、標準化されたものではなく、独自のものを活用しているところ、電子申請で提出された現況届は、RPA⁵⁵を活用して、自動的に取り込めるようになっている。

受給資格者は入力フォームに沿って記入する形であるため、不備は発生しにくいと認識している。まれに入力内容の疑義や不備が発生した際は、行政側から当事者に連絡して内容を確認・修正することで対応しており、電子申請による現況届の受付に特段の支障や課題はない。

このように、電子化やRPAを活用することにより業務負担が軽減された。また、全員分の現況届を8月に集中して対面で受け付けていた際は、書類審査での形式不備の修正も8月の現況届時にまとめて処理していたが、そうした修正が9月以降の審査期間に行政側のタイミングでできるようになることで、業務量が平準化されて負担が軽減されていると感じる。【宮崎市】

(注) 当省の調査結果による。

当該市区町村では、国のマイナポータルではなく、独自のオンライン申請システムを構築しているが、令和6年度の現況届の全体数のうち、3割以上が電子申請で提出されており、ひとり親家庭等インタビューで、実際に当該市区町村において電子申請で現況届を提出したひとり親家庭等から意見を聴いたところ、次の表4-(2)-⑧のとおり、電子申請に特段の不都合は生じていないとの意見も聴かれた。

表4-(2)-⑧ 電子申請導入市区町村で実際に電子申請により提出したひとり親家庭等からの意見

No.	意見の内容
1	現在電子申請により現況届を提出しているが、好きな時間に申請できるため助かっている。提出に当たっても、これまで問題なく提出できていて、提出後に役所から記載内容の修正を求められたこともない。
2	今年度の現況届は電子申請で行った。記載方法について、特段、職員に聞きながらでなくても問題はない。また、誤記など役所から訂正をお願いされたことはない。

(注) ひとり親家庭等インタビュー結果による。

(児童扶養手当と公的年金併給時の同意・承諾書)

児童扶養手当に係る手続には、現況届のほかにも、年金と児童扶養手当の併給時ににおいて、年金額の改定に伴い児童扶養手当の額の改定を職権で行う際に、法令等に特に明

⁵⁵ RPAとは「Robotic Process Automation」の略語で、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のこと。

記されたものではないが、その改定年度ごとに、その改定に対する同意を求めて承諾を得ることとなっており、この同意・承諾書を対面や郵送でやり取りする運用となっている。

この同意・承諾書について、調査対象市区町村からは、次の表 4-(2)-⑨のとおり、ひとり親家庭等・市区町村の双方の事務負担になっているとの意見が聴かれた。

表 4-(2)-⑨ 児童扶養手当と公的年金の併給時の同意・承諾書に関する市区町村からの意見

意見の内容
毎年度、ひとり親家庭等にその承諾書を持参又は郵送してもらう手間が発生しており、ひとり親家庭等側からも、毎年度提出しなくても勝手に調べてくれればよいのにとよく言われる。1 回承諾すれば、来年度分は同意・承諾できないという者もいないと思われ、毎年度提出してもらう必要はないのではないか。

(注) 当省の調査結果による。

【まとめ】

児童扶養手当に係る現況届の提出方法については、対面による提出と、対面以外（郵送・電子申請）の提出があるところ、当省の調査結果を踏まえ、市区町村とひとり親家庭等の双方の立場から、それぞれの提出方法に係るメリットとデメリットを整理すると、次の図 4-(2)-④のとおりである。

図 4-(2)-④ 現況届の提出方法に係るメリット・デメリット

	メリット	デメリット
対面提出	ひとり親家庭等 ・提出に併せて困りごとを相談可能 ・職員に確認しながら記載することで、書類の修正や再提出の手間は減少 市区町村 ・対面で確認する過程で、ひとり親から困りごとを聴取可能 ・記載不備等による再提出への対応減少	ひとり親家庭等 ・提出のために役所に行くことが負担 ⇒ <u>郵送・電子化で解消可能</u> 市区町村 ・ひとり親を待たせないよう処理するので精一杯で、申請が集中した場合、ひとり親から困りごとを聞き出しにくい ⇒ <u>全員一律ではなく、困りごとを抱えて真に対面が必要な者に絞って面談することが有効</u>
対面以外の提出（郵送・電子）	ひとり親家庭等 ・役所に行く必要がなく、いつでも提出可能 市区町村 ・ひとり親を待たせることなく自分のペースで処理ができるようになり、業務負担軽減、事務処理向上	ひとり親家庭等 ・記載不備があった場合、修正・再提出といった手間が発生 ⇒ <u>行政側で把握できる部分をあらかじめ記載することで発生を抑制可能</u> また、<u>自力で記載できる者には、このデメリットは発生せず</u> 市区町村 ・ひとり親から対面で困りごとを把握する機会は減少 ⇒ <u>対面での現況届時以外にも、困りごとを把握している工夫事例あり</u> また、<u>困りごとがない者には、このデメリットは発生せず</u>

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 図中、⇒に続く下線部の記載は、当省において、デメリットを解消又は低減するための考えられる方策等を示したもの

このように、現況届の提出に当たっては、その方法ごとにメリット・デメリットの両面があり、対面での提出については、市区町村にとって、ひとり親家庭等から困りごとを聴取する機会となるメリットがある一方、特に、全部支給停止者であって、受給資格の認定に当たって追加で必要となる情報が特にないようなひとり親家庭等の場合には、対面のメリットはあまり発生せず、役所に行かなければならないという負担が大きく発生することとなる。

そのため、現況届の提出方法（対面・対面以外）については、双方のメリット・デメリットを勘案しつつ、全ての受給者に対して一律に対面での提出を求めるのではなく、真に必要な場合に対面での提出を求めるなど、ひとり親家庭等のニーズや市区町村の実情に応じた対応が望まれる。この点、こども家庭庁では既に、そうした柔軟な対応を行うことは差し支えないとしているが、今回の調査対象市区町村の中には、提出方法の選択肢

をひとり親家庭等に与えずに、全部支給停止者を含む全ての対象者に対して対面のみに限定している事例もみられた。しかし、対面での提出は、ひとり親家庭等からは負担となっているとの意見、また、市区町村からは、8月の集中相談期間は事務処理に追われて相談対応に応じる余裕がないとの意見も聴かれており、例えば、対面によらずともひとり親家庭等の困りごとを把握し、支援につなげられるよう工夫している市区町村の取組事例を参考とするなどして、一律に面談を実施する必要はない旨を改めて周知する必要があると考えられる。

また、現況届の対面以外の提出方法について、ひとり親家庭等も市区町村も電子申請の活用を望む一方で、その活用が進んでいない状況がみられたため、国としては、様々な行政手続のオンライン申請化の取組に併せて、児童扶養手当の現況届についても、電子申請の活用に向けた方策を検討する必要があると考えられる。その検討に当たっては、導入をためらっている市区町村の意見や、ひとり親家庭等からの意見も参考にしつつ、対面によらずとも支援につなげられるような工夫のほか、既存の手続を所与として現状の書面の内容を単に電子化するのではなく、デジタル化のメリットを生かして、市区町村側で保有している情報についてプレフィル機能を活用した事前の入力や申請手続・事務の省力化・効率化などの工夫も併せて必要となると考えられる。

このほかの児童扶養手当に係る手続として、児童扶養手当と公的年金の併給時の同意・承諾書については、その手続が、ひとり親家庭等・市区町村の双方の負担になっているという意見を踏まえ、その必要性を改めて検討した上で、今後は、例えば、改定のたびではなく、新規の認定請求時に一度だけ、今後の改定があった場合も含めた包括的な同意・承諾を得れば足りるという運用に変更するといった見直しを図ることで、ひとり親家庭等・市区町村双方の負担を軽減することが必要であると考えられる。

【所見】

こども家庭庁は、ひとり親家庭等の利便性の向上とともに、地方公共団体における業務の効率的な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 児童扶養手当の現況届について、対面以外でも支援につなげられるよう工夫している事例を示すなどにより、一律に面談を必須とする必要はなく、対面によらない柔軟な対応を行っても差し支えない旨改めて周知すること。

また、現況届の電子申請について、プレフィル機能の導入といった国における行政手続のオンライン申請化の動きも踏まえつつ、困りごとを把握する欄の追加など、必要な見直しを検討するとともに、地方公共団体に対して、一層の活用を促すこと。

- ② ひとり親家庭等に公的年金と児童扶養手当を併給する際の同意・承諾書について、その必要性を含め、見直しを検討すること。

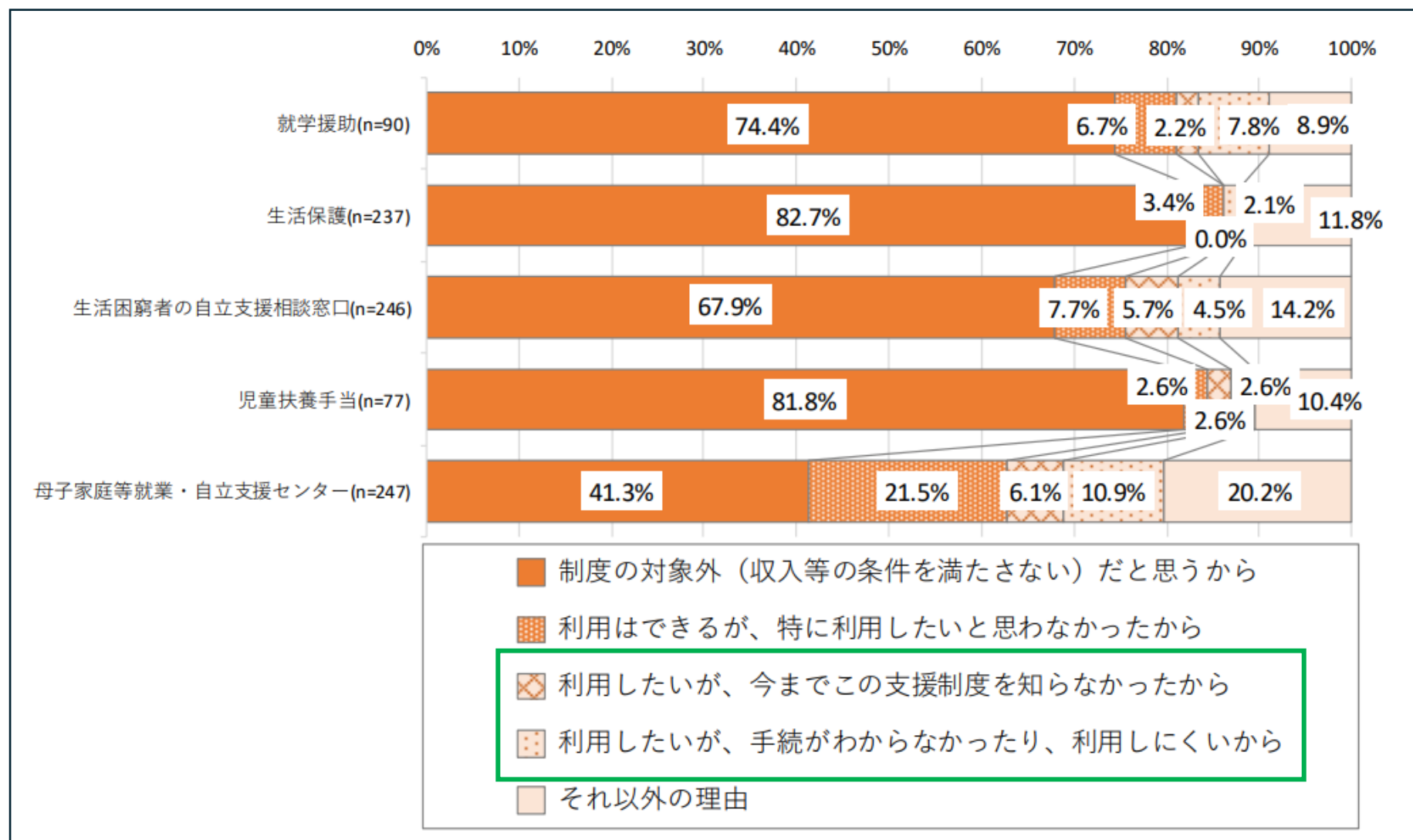
〔資料編〕

資料 1-(2)-① ひとり親家庭等の公的制度等の利用状況

母子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況 (単位：％)						父子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況 (単位：％)					
区分	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		うち、制度を知らなかった	区分	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		うち、制度を知らなかった
		うち、満足している		うち、今後利用したい				うち、満足している		うち、今後利用したい	
市区町村福祉関係窓口	46.0	20.6	54.0	21.7	37.9	市区町村福祉関係窓口	31.3	25.5	68.7	21.9	30.4
福祉事務所	17.5	22.8	82.5	16.8	42.9	福祉事務所	12.4	30.8	87.6	18.4	35.5
母子家庭等就業・自立支援センター事業	9.8	24.0	90.2	17.4	33.6	母子家庭等就業・自立支援センター事業	1.8	34.5	98.2	10.4	37.9
母子・父子自立支援員	3.9	37.2	96.1	9.8	45.6	母子・父子自立支援員	1.6	28.7	98.4	10.1	43.0
自立支援教育訓練給付金事業	4.8	35.0	95.2	17.8	41.4	自立支援教育訓練給付金事業	0.7	59.3	99.3	10.1	43.6
高等職業訓練促進給付金事業	3.2	44.8	96.8	15.1	44.5	高等職業訓練促進給付金事業	1.0	56.9	99.0	10.1	43.7
ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.1	44.3	97.9	10.5	49.8	ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.2	39.1	97.8	12.3	46.8
子どもの学習支援	4.6	36.1	95.4	18.8	50.8	子どもの学習支援	1.4	51.2	98.6	14.0	45.5

(注) 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)の結果に基づき、当省が作成した。

資料 1-(2)-② 世帯の状況が「ひとり親世帯」(全体) の場合の支援制度を利用していない理由



(注) 「令和 3 年子供の生活状況調査の分析報告書」(令和 3 年 12 月内閣府) に基づき、当省が作成した。

資料 2-(1)-① 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和 7 年 3 月 21 日内閣府告示第 31 号) <抜粋>

第 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援を中心として、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな福祉サービスの推進に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県及び市町村が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

(略)

市町村は、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の国の補助事業を積極的に活用するとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。また、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度や修学支援制度などの他施策を含め、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する支援の施策や取組について分かりやすい情報提供を行うなど、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 関係機関相互の協力

(略)

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題等の多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談支援に当たっては、悩みや課題の内容のいかんにかかわらずまず相談できるような体制としつつ、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う必要がある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談支援においては、IT 機器等の活用を図り、適切な支援メニューをワンストップかつプッシュ型により提供する体制を整えることが重要である。

(略)

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚前から支援が必要な者に対する支援を行うとともに、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する。あわせて、行政との関わりを持つ機会が持ちづ

らい母子家庭及び父子家庭並びに寡婦についても、必要な支援が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う仕組みを構築することが必要であり、このことによりソーシャルワーク機能の強化を図っていくことが重要である。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員や心理カウンセラー等を配置するとともに、臨床心理士や弁護士等の専門職種のバックアップを受けられる体制を整備する等し、相談窓口のワンストップ化を推進する。あわせて、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や他の支援機関、地域の民間団体等との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体と連携した相談体制の構築も重要である。あわせて、相談支援を担う母子・父子自立支援員等の相談員について、中長期的な継続した支援を行うことを前提とした人材の確保や育成をすること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口並びに各種支援制度について、地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に分かりやすい方法で周知することにより、各種の支援の利用を促すことが必要である。児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等に、分かりやすい文体、デザインでひとり親家庭に対する支援施策を記載したリーフレットや冊子を用い、窓口で案内を徹底していくことに加え、支援を必要とする者に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談やSNS等をはじめとした情報技術の活用を更に図っていくことが求められるとともに、行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用して相談支援を有意義なものとする事が求められる。

(略)

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業等の一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。

また、各種支援施策の実施に当たっては、地域の母子家庭や父子家庭に分かりやすい方法で周知することが必要である。

(略)

こどもの生活・学習支援事業による学習支援等の実施に当たっては、児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業及び生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業との連携を図ることで、学習ボランティア等の人材が確保しやすくなる等、効果的かつ効率的に事業を展開することが可能となり、また、個々のこどもの状況に応じた学習支援の提供が可能となることが考えられることから、必要に応じて個別学習支援員を配置するほか、学習

支援事業の担当者間で連携しながら、地域の母子家庭及び父子家庭のこどもへの学習支援等の実施を推進していくことが重要である。さらに、事業の実施に当たっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましく、また、現状では参加していないこどもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である。

(5) 就業支援の強化

(略)

(6) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、親支援講座の開催や情報提供、相談対応が重要である。また、養育費等の取決め合意書のひな形を記載したパンフレットを離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、弁護士による養育費相談の実施が重要である。

養育費の履行確保に向けては、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しを行った民法等の一部を改正する法律により、養育費等の債権に先取特権を付与するとともに、法定養育費の規定等を設ける改正が行われたことを踏まえ、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報を行うことが重要である。

また、親子交流については、基本的にはこどもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流が適切でない場合があると同時に、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、親子交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

(7) 福祉と雇用の連携

(略)

(8) こどもの貧困の解消に向けた対策

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料2-(1)-② 「パンフレット「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」を活用した周知・広報について（依頼）」（令和8年3月16日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課及び法務省民事局参事官室連名事務連絡）＜抜粋＞

1 離婚届書と本パンフレットの同時交付の徹底について

（略）

本パンフレットを市区町村の戸籍窓口配架することに加えて、本パンフレットを離婚届書に挟み込むなどして、離婚届書の交付時に確実に本パンフレットを併せて交付いただき、離婚当事者への十分な周知を図っていただくようお願いいたします。

2 離婚届のチェック欄を活用した養育費・親子交流の取決めを促進する取組について

（略）

また、離婚届のチェック欄を養育費等の取決めにつなげる取組として、「まだ決めていない」にチェックがあるときに、ひとり親家庭支援担当部署等の相談窓口につないでいる地方公共団体もあります。

こうした例を参考にいただき、取決めの促進に向けた一層の取組をお願いいたします。

3 関係部局間での更なる連携の促進について

（略）

つきましては、これまでに引き続き、戸籍担当主管部局における活用に御協力いただくとともに、戸籍担当主管部局からこどもの貧困対策担当主管部局及びひとり親家庭支援担当主管部局に必要部数を融通していただき、各部局においても本パンフレットを積極的に活用していただくとともに、関係部局間での更なる連携の促進に御協力をお願いいたします。

（注）下線は当省が付した。

資料2-(1)-③ 離婚届 (様式)

離婚届		受理 令和 年 月 日 第 号	
令和 8 年 6 月 7 日 届出		通知(送付)令和 年 月 日 第 号	
東京都千代田区 長 殿		戸籍調査 戸籍記載 記載調査 調査票 届 出 氏 名 届 出	
(1) 氏 名	夫 民 事 太 郎 妻 民 事 花 子		
生 年 月 日	昭和 54 年 1 月 1 日 昭和 55 年 2 月 3 日		
住 所	東京都千代田区霞が関 一丁目1番1号 東京都杉並区高円寺北 一丁目1番1号		
本 籍	東京都千代田区丸の内一丁目1 東京都杉並区宮前 一丁目1番1号		
(2) 本籍地の氏名	夫 民 事 太 郎 妻 民 事 花 子		
父母及び養父母の氏名	夫の父 民 事 一 子 妻の父 戸 籍 英 助 夫の母 民 事 一 子 妻の母 戸 籍 英 助		
父母との続柄	夫の父 長 男 妻の父 長 女 夫の母 長 女 妻の母 長 女		
(3) 離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 和解 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決		
(4) 婚姻前の氏にもとる者の本籍	☐ 夫 ☒ 妻 ☐ 新しい戸籍をつくる		
(5) 未成年の子の氏 名	東京都千代田区九段南一丁目1 民 事 洋 戸 籍 英 助		
親権者の指定を求めた家事審判又は家事調停の申立てがされている	☐ 是 ☒ 否		
協議離婚で離婚の定めをした場合(協議離婚)は、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)	同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 離婚後の子育ての分担について ☒取決めている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決をしている場合も「取決をしている。」にしるしをつけてください。 親子交流について ☒取決をしている。 □まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決をしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決をしている場合も「取決をしている。」にしるしをつけてください。 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について ☒取決をしている。 □まだ、決めていない。 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決をしている場合も「取決をしている。」にしるしをつけてください。		

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☒取決をしている。 □まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決をしている場合も「取決をしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

☒取決をしている。 □まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決をしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決をしている場合も「取決をしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

☒取決をしている。

□まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決をしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決をしている場合も「取決をしている。」にしるしをつけてください。

(注) 法務省の資料による。

資料2-(1)-④ 死亡届 (様式)

死 亡 届		死亡診断書 (死体検案書)	
令和 8 年 1 月 9 日 届出		この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。	
東京都千代田区 長 殿		記入の注意	
受理 令和 年 月 日		氏 名 民事 一郎 男 2 女 生年月日 明治 平成 令和 23 年 12 月 14 日	
第 号		死亡したとき 令和 8 年 1 月 9 日 午前・午後 4 時 10 分	
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住 民 票 通 知		死亡したところ 死亡したところの種別 1 院 2 診療所 3 介護施設・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他	
(1) (フリガナ) ミン ジ イチ ロウ		(13) 死亡したところ 死亡したところ 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 1 号	
(2) 氏 名 民 事 一 郎 男 女		(14) 施設 の 名 称 ○○○病院	
(3) 生 年 月 日 昭和 23 年 12 月 14 日 午前 午後 時 分		死 亡 の 原 因 (ア) 直接死因 脳出血 発病 (発症) 又は受傷から死亡までの期間 10 時間	
(4) 死亡したとき 令和 8 年 1 月 9 日 午前 午後 4 時 10 分		(イ) (ア) の原因 動脈硬化症 4 か月	
(5) 死亡したところ 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 1 号		(ウ) (イ) の原因	
(6) 住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号		(エ) (ウ) の原因	
(7) 本 籍 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号		死 因 の 種 別 1 病死及び自然死 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火場による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外国	
(8) 死亡した人の 夫 または 妻 いる (満 76 歳) いない (□未婚 □死別 □離別)		(15) 外 国 死 の 追 加 事 項 傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	
(9) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と		(16) 傷害が発生した ところ 都 道 市 区 町 村	
(10) 死亡した人の 職 業 ・ 産 業		(17) 出生時体重 グラム 単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (子 中第 子)	
(11) その他		(18) 生後 1 年未満で 病死した場合の 追 加 事 項 妊婦・分娩時における母体の病歴又は異状	
届 出 人 署名 (※押印は任意) 民事 太郎 印 昭和 51 年 12 月 28 日生		(19) その他特に付言すべきことがら	
事件簿番号		上記のとおり診断 (検案) する 診断 (検案) 年月日 令和 年 月 日 本診断書 (検案書) 発行年月日 令和 年 月 日	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。死亡したことを知った日からかぞえて 7 日以内に提出してください。

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

死亡したところが、台湾またはパレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区) である場合、地域から記載することができます。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

1 台湾

2 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

内縁のものはふくまれません。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録 (厚生労働省所管)、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくレセプト情報・特定健診等情報データベース (厚生労働省所管)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく所要の感染症対策 (厚生労働省所管) にも用いられます。

「5 老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3 介護施設・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて「介護施設、介護老人保健施設」の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。

1 欄では、各傷病について・発病の型 (例：急性)・病因 (例：病原体名)・部位 (例：胃噴門部がん)・性状 (例：病理組織型) 等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満期前」、また、分娩中の死亡の場合は「分娩時」と書いてください。

産後 1 年未満の死亡の場合は「妊娠満期前、産後満期」と書いてください。

1 欄及び 2 欄に開示した手術について、術式及びその診断名と関連のある所見等を書いてください。

「2 交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5 煙、火災及び火場による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1 住居」とは、住宅、庭等を含みます。

傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

氏名の欄には、医師本人が署名してください。

記者押印は原則不可です。

(注) 法務省の資料による。

資料2-(1)-⑤ 出生届(様式)※嫡出でない子の場合の記載例

出生届

令和7年6月7日届出

東京都千代田区 長 殿

受理	令和	年	月	日					
第					号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附	票	住民票	通知		

(フリガナ)

子 の 氏 名

(外国人のときはローマ字を付記してください)

民 事

優 樹

父 母 之 の 続 き 柄

☐ 嫡 出 子

(長)

☒ 男

☐ 女

(2)

生 ま れ た と き

令和7年6月4日

☒ 午前

☐ 午後

10時30分

(3)

生 ま れ た と ころ

東京都港区虎ノ門一丁目1番地1号

(4)

住 所

(住民登録をするところ)

世帯主の氏名

民 事 守

世帯主との続き柄

子 の 子

(5)

父 母 の 氏 名

父

母

民 事 花 子

(6)

本 籍

東京都千代田区丸の内一丁目1番地

(7)

同 居 を 始 め た と き

年 月

(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)

(8)

子 が 生 ま れ た と き の 世 帯 の お も な 仕 事 と

☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

☐ 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯

(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)

(9)

父 母 の 職 業

父の職業

母の職業

そ の 他

母につき新戸籍を編製

新本籍 東京都千代田区平河町一丁目4番

届 出 人

☐ 父

☒ 母

☐ 2. 法定代理人()

☐ 3. 同居者

☐ 4. 医師

☐ 5. 助産師

☐ 6. その他の立会者

☐ 7. 公設所の長

住 所

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

本 籍

東京都千代田区丸の内一丁目1番地

筆頭者の氏名

民 事 守

署 名

(※押印は任意)

民 事 花 子

印

昭和56年7月3日生

事 件 簿 番 号

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

□には、あてはまるものに○のようにするしをつけてください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

日本国籍を有する子の場合、名のフリガナ欄には、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められている読み方を記載してください。

生まれたところが、台湾またはパレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)である場合、地域から記載することができます。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

1 台湾

2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、
→ 昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、
→ 当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

子 の 氏 名	民 事 優 樹	男 女 の 別	①男 2女
生まれたとき	令和7年6月4日	①午前 午後	10時30分
出生したところの種別	①病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他		
出生したところの種別	東京都港区虎ノ門一丁目1番地1号		
(出生したところの種別1〜3)施設の名称	〇〇〇病院		
体重及び身長	体重 3,400 グラム	身長 48.1 センチメートル	
単胎・多胎の別	①単胎 2多胎(子中第 子)		
母の氏名	民 事 花 子	妊娠週数	満39週5日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後、死亡した子を含む) 死産児(妊娠満22週以後)	1人 胎	
①医師 2助産師 3その他	上記のとおり証明する。	令和7年6月4日	
	(住所) 東京都千代田区九段南一丁目1番地15号		
	(氏名) 法務 康		

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地区区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

記氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

記住所又は住所以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号

②住民基本台帳用暗証番号【必須】

③個人番号カード送付先【住所外への送付を希望する場合】

④住所外において個人番号カードの送付を受けることができない理由

⑤連絡先電話番号【必須】

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。

利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。

利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に×をつけてください。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所等へ送付されます。住所外への送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピュータ入力に際して画面上に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地区区町村長へその旨を申し出てください。

(注) 法務省の資料による。

-77-

資料3-(1)-① 「ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱」＜抜粋＞

4 事業の内容等

就業・自立支援に資するものとして考えられる以下の（１）から（７）までの支援等を、地域の実情に応じて実施するものとするが、効果的なものとなるよう複数の支援等を組み合わせることが望ましい。また、総合的な自立支援を行うために離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭相談支援体制強化事業を組み合わせることも差し支えない。ただし、その場合は合理的な方法で費用の分担を行うこと。

なお、当該事業、もしくは当該事業と離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭等相談支援体制強化事業を組み合わせた事業を実施する場所を、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親家庭支援センター等と位置づけ、ひとり親家庭等にとって身近な場所でひとり親支援が受けられることを示して事業実施することが望ましい。

（１）～（４） （略）

（５）広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭等への支援については、相談・支援の過程やニーズ調査などを通じて地域の支援ニーズを把握した上で、地域の支援メニューが地域の支援ニーズに適合したものとなるよう不断に見直しを行い、中期的な支援メニューの充実方策について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」に反映させることなどを通じて、支援メニューを積極的・計画的に整備していく必要がある。

また、支援施策については、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNSなどのインターネットメディアの活用も含め、ひとり親家庭等が接しやすい方法により情報発信を行い、周知することが必要である。

このため、都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うこととする。

（６）・（７） （略）

（注）下線は当省が付した。

支援プログラム経験者の声

◆最初の一步を踏み出したときの心境を教えてください。

踏み出すまで、すごく勇気がいりました。
私にできるだろうか？と考えすぎてわからなくなってしまうときもありましたが、協会の方に「まずはやってみて！」
「やってみないとわからないよ」とお言葉をいただき、まずはやってみてから考えよう！と思えました。

・40代
・シングルマザー歴4年
・子ども2人
・前職：事務職
⇒営業職に転職

◆支援協会の「3 step」支援で体感したことを教えてください。

なるほど！すごい！と思いました。
協会に初めてコンタクトを取ったのが去年の9月でした。
そこからのスピード感はとても速かったです。私一人じゃこんなに早く決められなかったし、世帯主脳（せたいぬしのう）※になりきれなかったです。9月の当時の私と比べたら付加価値のついた新しい自分になれた気がします。

※世帯主として家族を支える考え方をお伝えしています。



・30代
・シングルマザー歴2年
・子ども1人
・前職：販売アルバイト
⇒営業職に転職



◆最初の一步を踏み出したときの心境を教えてください。

今までの生活スタイルを変えるのに抵抗がずっとあり、なかなか転職に踏み切れずにいました。協会の個別相談、メルマガ、動画などを見て、「世帯主になる」という言葉を聞いたのがきっかけです。
そこから、うだうだせずに動き出さなければ、と思いました。

◆支援協会の「3 step」支援で体感したことを教えてください。

私たちが自立していくにあたって、フォロー体制が整っていました。
ただ単に転職先を紹介して頂く、お金を稼ぐ方法を教えて頂く、のではなく、母親として生きていく上で大切なことも教えて頂ける環境であるんだと思いました。

◆最初の一步を踏み出したときの心境を教えてください。

離婚当時はパートだったのですが、相応の収入を目指して仕事を決めていかなないと大変だというアドバイスを背中を押して頂いていました。
自分の年齢と子どもの成長、ライフプランを考えた時にパートや派遣では厳しいと思ったのがきっかけです。

◆支援協会の「3 step」支援で体感したことを教えてください。

久しぶりにパートを始めた時は凄く社会が怖かった気がします。
そのパート先では子どもの病気での欠勤が重なり結果的に退職になったので、もしこれが離婚と同時に起きた出来事だったとしたら立ち直れたでしょうか？と思います。
協会が0から寄り添って、意識の変え方や、捉え方、自立のサポートからその後まで共に歩んでくれる仕組みがある。自分が気付いていない魅力が分かったり、1人じゃないと思える環境があるのは心強いです。

・40代
・シングルマザー歴5年
・子ども2人
・前職：コールセンター
⇒教育業界アシスタント業務に転職



（注）相模原市の資料による。

参加した中学生の感想を聞いてみよう！



＊友だちと会えることが楽しみでした(1年生)
 ＊数学の苦手意識が取り除かれました(2年生)
 ＊卵焼きがおいしかった。難しそうな調理工程も意外と簡単にできて楽しかった。(3年生)



＊クリスマス会などのイベントが好きでした(1年生)
 ＊解ける問題が増えました(2年生)
 ＊みんな優しく自分のペースで学習できました(3年生)



ジョイフルキッズクラブ(JKC)に参加してよかったことは？

毎年、最終回に JKC 参加中学生を対象に「JKC の活動内容」についてアンケート調査を行っています。その調査をまとめた結果、「JKC 参加の良かった点」は次のようになりました。

- 第1位 友だちが増えたこと(交友面)
- 第2位 分からない問題を分かりやすく教えてくれること(学習面)
- 第3位 ゲームやレクリエーションがあること(体験面)



「夏祭り」では手作りうちわ
 かき氷を作ったよ！



違うお弁当が出てくる
 のが楽しみだった！



(注) 延岡市の資料による。

資料 3-(2)-① 「令和 6 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況
(こども家庭庁支援局家庭福祉課ひとり親家庭等支援室作成資料)」＜抜粋＞

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
都道府県	25か所 (53.2%)	24か所 (51.1%)	24か所 (51.1%)	22か所 (46.8%)	21か所 (44.7%)	20か所 (42.6%)
指定都市	18か所 (90.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)
中核市	33か所 (56.9%)	37か所 (61.7%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)
一般市・町村	814か所 (48.9%)	776か所 (46.7%)	669か所 (40.3%)	614か所 (37.0%)	578か所 (34.8%)	684か所 (41.2%)
合計	890か所 (49.8%)	854か所 (47.8%)	745か所 (41.7%)	688か所 (38.5%)	651か所 (36.4%)	756か所 (42.3%)

(注) () 内は、市等における実施割合

利用実績

	令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
区分	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	3,986 件	292 件	4,278 件	2,198 件	268 件	2,466 件	2,422 件	241 件	2,663 件	2,158 件	213 件	2,371 件	2,319 件	515 件	2,834 件	2,641 件	231 件	2,872 件
延べ件数	28,597 件	5,983 件	34,580 件	21,930 件	5,214 件	27,144 件	19,375 件	3,930 件	23,305 件	20,151 件	4,492 件	24,643 件	23,377 件	5,193 件	28,570 件	24,453 件	3,970 件	28,423 件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

40

(注) こども家庭庁の資料による。

資料3-(2)-② 「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」(令和7年4月1日付けこ成環第152号、こ成母第415号、こ支虐第100号、こ支家第167号、社援地発0401第21号 こども家庭庁成育局成育環境課長、こども家庭庁成育局母子保健課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知) <抜粋>

2. 自治体における生活困窮者自立支援制度とこども施策等との連携について

(1)～(3) (略)

(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等支援施策との連携

①～③ (略)

④ 学習支援事業における連携

ア 子どもの学習支援事業について

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業及びひとり親家庭等支援施策におけるこどもの生活・学習支援事業については、それぞれ以下の目的・趣旨を踏まえ、各自治体において、支援に取り組んでいただくとともに、生活困窮者自立支援担当部署とひとり親等家庭支援担当部署とが相互に連携しながら取り組んでいただけるようお願いしたい。

- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供(生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成)や学習支援(進路相談、中退防止)、親への養育支援を行うもの

- ・ ひとり親家庭等支援施策におけるこどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭及び低所得世帯等のこどもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭及び低所得世帯等のこどもの生活の向上を図る。また、大学等受験料、模試費用の補助を行うことで進学に向けたチャレンジを後押しするもの。

イ 両事業の効果的・効率的な事業展開について

両事業については、これまでもそれぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々のこどもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい旨をお願いしてきた。また、生活困窮者自立支援法第7条第5項において、任意事業を実施する際の努力義務として、子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携について規定され、子どもの学習・生活支援事業と他法に基づく学習支援事業との連携が努力義務とされている。そのため、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用するこどもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

(注) 下線は当省が付した。

資料3-(2)-③ 「こどもの生活・学習支援事業に関するQ & Aの改正について」(令和6年11月1日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡) <抜粋>

1. 生活指導・学習支援

問1 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業と一体的に実施することは可能なのか。

(答)

可能です。

生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」とひとり親家庭の「こどもの生活・学習支援事業」における、それぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々のこどもの状況に応じた支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開してください。

(注) こども家庭庁の資料による。

資料4-(1)-① 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定) <抜粋>

2. 今後のこども政策の基本理念

(1)～(4) (略)

(5) 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援では、支援が必要なこどもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。来ることを待っていては、本来支援が必要なこどもや家族にアプローチすることは難しい。

地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に支援者が出向いて、それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)を充実させる。そのための支援者の養成・技能の向上に関する取組を進める。支援を望むこどもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信やこどもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化等を進める。そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを重視し、充実させていく。

(6) (略)

3. (略)

4. こども家庭庁の体制と主な事務

① (略)

② 支援部門

1)・2) (略)

3) こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援

(略) ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、児童扶養手当等

による経済的支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じて生活支援、子育て支援、就労支援等適切な支援を実施するとともに、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援に繋げることができる相談支援体制を強化する。

(注) 下線は当省が付した。

資料 4-(1)-② 「こども大綱」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定) <抜粋>

第 3 こども施策に関する重要事項

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) ～ (3) (略)

(4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率が OECD 加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

(注) 下線は当省が付した。

資料 4-(2)-① 児童扶養手当の現況届 (様式)

[illegible]

(注) こども家庭庁の資料による。

資料 4-(2)-② 公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いに係る事務処理要領＜抜粋＞

I 受給資格者若しくは対象児童が公的年金給付等を受給できる又は対象児童が父若しくは母の公的年金給付の加算の対象となっている場合

4 物価スライド等による公的年金給付等の額の改定に伴う事務処理

(1)～(4) (略)

(5) 当該届出は受給者から提出してもらうことを原則とするが、個人番号による情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携によりその受給状況を確認できるとき、又は「公的年金給付等の受給状況確認依頼様式」(別紙様式 2-1～2-4)等により日本年金機構中央年金センター等に対し、まとめて照会を行い、その受給状況を確認できるときは職権に基づいて手当額の改定を行っても差し支えない。

この場合、認定請求時や毎年の現況届時等において、物価スライド等による公的年金給付等の額の改定年度ごとに、事前に受給資格者に対してその同意を求め承諾を得る必要がある。承諾を得た上で職権に基づいて手当額の改定を行った場合には、当該届出があったものとみなす。

(略)

(注) 下線は当省が付した。